

# 小林市・高原町・野尻町合併協議会

## 第1回会議資料

日時 平成20年4月17日（木）午後1時30分から  
場所 小林市中央公民館 大ホール

## 第1回小林市・高原町・野尻町合併協議会次第

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ 小林市長 堀 泰一郎
- 3 副会長あいさつ 高原町長 日高 光浩  
野尻町長 長瀬 道大
- 4 来賓あいさつ 宮崎県知事 東国原 英夫 様
- 5 委員等委嘱
- 6 委員、顧問、監事紹介
- 7 幹事、事務局紹介
- 8 議長選出（規約第10条の規定に基づき会長）
- 9 議 事

### ① 報告事項

- 報告第1号 小林市・高原町・野尻町合併協議会の設置に至る経緯について  
報告第2号 小林市・高原町・野尻町合併協議会規約及び協議書について  
報告第3号 小林市・高原町・野尻町合併協議会幹事会規程について  
報告第4号 小林市・高原町・野尻町合併協議会専門部会規程及び小林市・高原町・野尻町合併協議会分科会規程について  
報告第5号 小林市・高原町・野尻町合併協議会事務局規程について  
報告第6号 小林市・高原町・野尻町合併協議会財務規程について  
報告第7号 小林市・高原町・野尻町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について  
報告第8号 小林市・高原町・野尻町合併協議会組織体制について

### ② 協議事項

- 協議第1号 小林市・高原町・野尻町合併協議会会議運営規程について  
協議第2号 小林市・高原町・野尻町合併協議会会議傍聴要領について  
協議第3号 小林市・高原町・野尻町合併協議会小委員会設置規程について  
協議第4号 小林市・高原町・野尻町合併協議会会議録等閲覧規程について  
協議第5号 平成20年度小林市・高原町・野尻町合併協議会事業計画について  
協議第6号 平成20年度小林市・高原町・野尻町合併協議会予算について  
協議第7号 小林市・高原町・野尻町合併協議会のスケジュールについて  
協議第8号 合併協定項目について  
協議第9号 事務事業一元化の基本的な考え方について  
協議第10号 合併の方式について  
協議第11号 合併の期日について  
協議第12号 新市の名称について  
協議第13号 新市の事務所の位置について  
協議第14号 小委員会付託事項について  
協議第15号 新市基本計画策定方針について

### ③ 確認事項 第2回小林市・高原町・野尻町合併協議会開催について

- 10 その他
- 11 閉 会

## 配布資料目次

申し合わせ事項について	3
-------------	---

### 《報告事項》

報告第1号 小林市・高原町・野尻町合併協議会の設置に至る経緯	6
報告第2号 小林市・高原町・野尻町合併協議会規約及び協議書	8
報告第3号 小林市・高原町・野尻町合併協議会幹事会規程	20
報告第4号 小林市・高原町・野尻町合併協議会専門部会規程及び小林市・高原町 ・野尻町合併協議会分科会規程	23
報告第5号 小林市・高原町・野尻町合併協議会事務局規程	29
報告第6号 小林市・高原町・野尻町合併協議会財務規程	35
報告第7号 小林市・高原町・野尻町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に關する規程	39
報告第8号 小林市・高原町・野尻町合併協議会組織体制	41

### 《協議事項》

協議第1号 小林市・高原町・野尻町合併協議会会議運営規程（案）	43
協議第2号 小林市・高原町・野尻町合併協議会会議傍聴要領（案）	46
協議第3号 小林市・高原町・野尻町合併協議会小委員会設置規程（案）	51
協議第4号 小林市・高原町・野尻町合併協議会会議録等閲覧規程（案）	54
協議第5号 平成20年度小林市・高原町・野尻町合併協議会事業計画（案）	58
協議第6号 平成20年度小林市・高原町・野尻町合併協議会予算（案）	61
協議第7号 小林市・高原町・野尻町合併協議会のスケジュール（案）	68
協議第8号 合併協定項目（案）	71
協議第9号 事務事業一元化の基本的な考え方（案）	83
協議第10号 合併の方式（案）	87
協議第11号 合併の期日（案）	91
協議第12号 新市の名称（案）	93
協議第13号 新市の事務所の位置（案）	94
協議第14号 小委員会付託事項（案）	95
協議第15号 新市基本計画策定方針（案）	106

## 《確認事項》

第2回小林市・高原町・野尻町合併協議会……………	111
第1回議会議員・農業委員会委員の定数及び任期等の取扱い小委員会……………	111
第1回新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会……………	111

## 《名簿》

小林市・高原町・野尻町合併協議会委員等名簿……………	112
小林市・高原町・野尻町合併協議会小委員会委員名簿……………	114

## 申し合わせ事項について

### 1. 表決の方法について

協議会は、案件を審議し決定する議決機関ではなく、案件を協議し確認する協議機関であることから、表決の際に、多数決を用いることは、本来、なじまない。

また、合併協議は、住民生活に大きな影響を及ぼすことから、でき得る限り構成する自治体間の意見を調整した上で、総意をもって確認することが望ましい。

それゆえに、議事は、全会一致をもって進めることを原則とする。

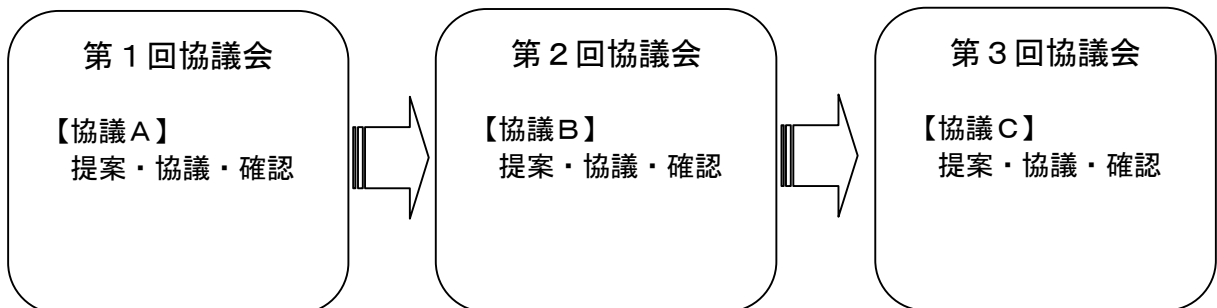
ただし、十分な議論を尽くした上で意見が分かれた場合は、合併協議に費やすことのできる時間的な制約を勘案し、議長の判断により、出席委員の3分の2以上をもって、全体の意思の確認とすることができるものとする。

### 2. 協議の方法と資料の事前配布について

協議事項については、原則として提案した会議において、その概要を説明し、協議及び確認までを行うものとする。ただし、協議内容によっては提案日の次の回に協議及び確認を行う場合もある。

また、会議資料については、原則として事前に委員へ送付するものとする。

(例)



### 3. 合併協議会へ提案する事項の分類方法について

合併協議会へ提案する事項の分類方法について、以下のとおり定義する。

**報告するもの** (意思決定を要しないもの)

**報告事項** →報告を受け、共通認識をもつ

- ・ 既に決定している事項で、協議会において共通認識を要するもの  
(例：協議会規約)
- ・ 規約、規程等により会長が定めた事項  
(例：幹事会規程、事務局規程、財務規程等)
- ・ 調査、研究の成果等を報告する事項
- ・ 協議会において、報告事項として取り扱うことと確認されたもの  
【提案番号の表記：報告第〇〇号】

**協議するもの** (意思決定を要するもの)

**協議事項** →決定、確認

《決定》

- ・ 法令、規約、規程等の定めにより、協議会において決定すべき事項  
(例：協議会会議運営規程、協議会会議録等の公開に関する要綱、協議会  
会議傍聴要綱等)
- ・ 協議会において決定する必要がある事項

《確認》

- ・ 協議会規約第3条の規定により、協議会で協議し確認する事項  
【提案番号の表記：協議第〇〇号】

※ 各項の提案番号は最終提案時まで通し番号とし、継続協議の場合は初回に使用した番号を使用するものとする。なお、その場合、協議会に提案した回数を枝番として付す。

【提案番号の表記：協議第〇〇号の〇】

#### 4. 会議について

##### (1) 会議の定例開催について

毎月第4木曜日とする。ただし、第5木曜日がある場合は、第5木曜日とする。開催日が祝祭日の場合は、前日とする。開催日が12月28日から12月31日にあたっては、前週の木曜日（木曜日が祝祭日の場合は、水曜日）とする。開催時間は、午後1時30分とする。

##### (2) 会議の臨時開催について

協議の進捗状況によって、臨時開催できるものとする。開催時間は、午後1時30分を原則とする。

##### (3) 協議会当日の傍聴者への資料提供の取扱いについて

傍聴者への資料提供は、可能な限り協議会委員への配布資料と同等とする。

#### 5. 会議録について

(1) 会議録公開にあたっては、発言者の氏名は公表する。

(2) 非公開とされた会議（小委員会を含む）については、会議録は非公開とする。

(3) 非公開とされた会議（小委員会を含む）については、会議録は、事務局職員によって作成する。

## 報告第1号

### 小林市・高原町・野尻町合併協議会の設置に至る経緯について

小林市・高原町・野尻町合併協議会の設置に至る経緯について、別紙のとおり報告する。

平成20年4月17日提出

小林市・高原町・野尻町合併協議会  
会 長 堀 泰 一 郎



### 小林市・高原町・野尻町合併協議会の設置に至る経緯

年月日	経 過	経 過 内 容
平成18年 7月24日	請求書代表者証明書交付	高原町長が前原氏に対して証明書交付
8月23日	住民発議による請求書受理	高原町長から住民発議による請求書を小林市長が受理
10月16日	高原町から回答	高原町に対する議会付議案件に伴う事前調査表の回答依頼
11月7日	合併協議会設置請求に対する回答	小林市長が高原町長に対して、小林市を合併対象とする合併協議会設置を議会に付議しない旨の回答を提出
11月8日	高原町から回答受理通知	高原町から小林市長に対して回答受理を通知
平成19年 6月7日	合併に対する意見交換	高原町長、野尻町長が小林市長と合併に対する意見交換
7月3日	住民説明会事務作業協力依頼	高原町長、野尻町長が小林市長に住民説明会開催にあたって小林市職員の事務作業協力を依頼
7月23日	住民説明会資料作成依頼	高原町長、野尻町長が小林市長に住民説明会資料作成依頼
8月8日	小林市議会全員協議会	高原町、野尻町の住民説明会資料提出について
12月5日	住民説明会状況報告	高原町長、野尻町長が小林市長に住民説明会の状況を報告
12月9日	合併フォーラム開催	小林青年会議所主催で小林市文化会館において合併フォーラムを開催
12月12日	野尻町長来庁	対等協議について（フォーラム時発言について）
12月27日	高原町、野尻町から小林市に法定協議会設置申入れ	高原町長、高原町議長 野尻町長、野尻町議会議長から小林市長、小林市議会議長に法定協議会設置を申入れ
平成20年 1月25日	小林市議会全員協議会	小林市議会全員協議会で高原町、野尻町からの法定協議会設置申入れの報告
1月25日	高原町、野尻町へ回答書を提出	小林市が高原町、野尻町への法定協議会設置申入れの回答書を提出
2月1日	高原町長、野尻町長来庁	回答書に対する挨拶
2月21日	第1回合併協議会設立準備委員会	副市長・副町長・各担当課
2月27日	第2回合併協議会設立準備委員会	副市長・副町長・各担当課
3月6日	合併協議確認書調印式	3首長・副市町長・担当課長
3月19日	高原町・野尻町議会において合併協議会設置議案可決	高原町・野尻町議会において合併協議会設置議案可決
3月21日	小林市議会において合併協議会設置議案可決	小林市議会において合併協議会設置議案可決
3月24日	第3回合併協議会設立準備委員会	副市長・副町長・各担当課
4月1日	合併協議会設置	小林市・高原町・野尻町合併協議会を設置、告示協議書調印式、協議会事務所を小林市に設置
4月2日	合併協議会設置を届出	宮崎県知事に小林市・高原町・野尻町合併協議会の設置を届出

## 報告第2号

### 小林市・高原町・野尻町合併協議会規約及び協議書について

小林市・高原町・野尻町合併協議会規約及び協議書について、別紙のとおり報告する。

平成20年4月17日提出

小林市・高原町・野尻町合併協議会  
会 長 堀 泰 一 郎

## 小林市・高原町・野尻町合併協議会規約

### (協議会の設置)

第1条 小林市、高原町、野尻町（以下「1市2町」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号。以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき、合併協議会（以下「協議会」という。）を置く。

### (協議会の名称)

第2条 協議会は、小林市・高原町・野尻町合併協議会と称する。

### (協議会の事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 1市2町の合併に関する協議
- (2) 法第6条の規定に基づく新市基本計画の作成
- (3) 前2号に掲げるもののほか、1市2町の合併に関し必要な事項

### (事務所)

第4条 協議会の事務所は、1市2町の長が協議して定めた場所に置く。

### (組織)

第5条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

### (会長及び副会長)

第6条 会長及び副会長は、1市2町の長が協議し、次条第1項の規定に基づき委員となるべき者の中からこれを選任する。

2 会長及び副会長は、非常勤とする。

### (委員等)

第7条 委員は、小林市16人以内、高原町及び野尻町各8人以内とし、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 1市2町の長
- (2) 1市2町の議会の議員
- (3) 学識経験を有する者

2 協議会の円滑な運営に対し助言を得るため、協議会に顧問を置くことができる。

3 顧問は、1市2町の長が協議して定めた者に会長が委嘱する。

4 委員及び顧問は、非常勤とする。

(会長及び副会長の職務)

第8条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に支障があるときは、副会長のうちからあらかじめ1市2町の長が協議して定めた者が会長の職務を代理する。

(会議)

第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、委員の3分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。

3 会長は、会議の開催場所及び日時並びに会議に付議すべき事件をあらかじめ委員に通知しなければならない。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

(会議の運営)

第10条 会議は、委員の2分の1以上の者が出席しなければ、開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 前2項に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(小委員会)

第11条 協議会は、その事務の一部について調査、審議等を行うため、小委員会を置くことができる。

2 小委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(幹事会及び専門部会)

第12条 協議会に提案する事項について必要な協議又は調整を行うため、協議会に幹事会を置く。

2 第3条各号に掲げる事項を専門的に協議し、又は調整するため、幹事会に専門部会を置く。

3 幹事会及び専門部会の組織、運営その他必要な事項は、1市2町の長が協議して定める。

(事務局)

第13条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局の事務に従事する職員は、1市2町の長が協議して定めた者をもって充てる。

3 事務局の組織、運営その他必要な事項は、1市2町の長が協議して定める。

(経費)

第14条 協議会に要する経費は、1市2町の負担金及びその他の収入をもって充てる。

2 協議会の経費の負担割合は、1市2町の長が協議して定める。

3 協議会の会計年度は、地方公共団体の会計年度とする。

(監事)

第15条 協議会の出納の監査は、1市2町の会計管理者のうちから1市2町の長が協議して定めた者2人に委嘱して行う。

2 前項の規定により委嘱を受けた監事は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第16条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、1市2町の長が協議して定める。

(報酬及び費用弁償)

第17条 協議会の会長、副会長及び委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。

2 前項に定める報酬及び費用弁償の額並びに支給方法等については、1市2町の長が協議して定める。

(協議会解散の場合の措置)

第18条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は、協議会が解散した日の属する月の翌々月の月末までに打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

2 協議会の財産の分割は、1市2町の長が協議して定める。

(補則)

第19条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規約は、平成20年4月1日から施行する。

小林市・高原町・野尻町  
合併協議会設置に関する協議書

平成20年4月1日

小 林 市  
高 原 町  
野 尻 町

## 合併協議における確認事項書

1. 合併方式は編入合併とする。
2. 新市の名称は小林市とする。
3. 新市の事務所は現小林市役所とする。
4. 現高原町及び現野尻町役場は総合支所とする。それぞれに市町村の合併の特例等に関する法律に基づく地域自治区等を設置する。
5. 行政制度・事務事業は、現在の小林市の制度を基本とし調整を行う。
6. 合併前に行う新規事業は、事前に小林市と調整する。( 駆け込み事業は行わない )
7. 合併まで増員となる職員の採用を行わない。( 職員の増員は行わない )
8. 合併協議会の委員数は、「 現小林市(1/2) 」と「現高原町・野尻町 (1/2) 」とで同数とする。



## 小林市・高原町・野尻町合併協議会規約に関する協議書

小林市長、高原町長、野尻町長（以下「1市2町の長」という。）は、法定合併協議会設置に関し、小林市・高原町・野尻町合併協議会規約（以下「規約」という。）に規定する1市2町の長が協議して定める事項その他必要な事項について、下記のとおり協議したので協議書を取り交わす。

### 記

#### 第1 規約に関する協議事項

##### （協議会の事務所）

- 1 規約第4条に規定する協議会の事務所について  
協議会の事務所は、小林市に置く。

##### （会長及び副会長）

- 2 規約第6条第1項に規定する会長及び副会長について  
会長は、小林市長をもって充てる。  
副会長は、高原町長、野尻町長をもって充てる。

##### （委員）

- 3 規約第7条第1項に規定する委員について  
委員は、小林市16人以内、高原町及び野尻町各8人以内とする。

##### （顧問）

- 4 規約第7条第3項に規定する顧問について  
顧問は、県市町村合併支援室長、西諸県農林振興局長に委嘱する。

##### （会長の職務代理）

- 5 規約第8条第2項に規定する会長の職務の代理について  
会長の職務を代理する者は、野尻町長をもって充てる。

### **(幹事会及び専門部会)**

- 6 規約第12条第3項に規定する幹事会及び専門部会について幹事会及び専門部会の組織、運営その他必要な事項について、次のとおり定める。
- 小林市・高原町・野尻町合併協議会幹事会規程
  - 小林市・高原町・野尻町合併協議会専門部会規程

### **(事務局職員等)**

- 7 規約第13条第2項に規定する事務局の事務に従事する職員について  
常勤 小林市 4人、高原町 3人、野尻町 3人とする
- 8 規約第13条第3項に規定する事務局の組織運営その他必要な事項について、  
次のとおり定める。
- 小林市・高原町・野尻町合併協議会事務局規程

### **(協議会経費)**

- 9 規約第14条第2項に規定する協議会の経費の負担割合について  
均等割5割、人口割5割とする。

### **(監事)**

- 10 規約第15条第1項に規定する監事について  
監事は、1市2町のうちから高原町の会計管理者及び野尻町の会計管理者の2人をもって充てる。

### **(財務)**

- 11 規約第16条に規定する財務に関し必要な事項について、次のとおり定める。
- 小林市・高原町・野尻町合併協議会財務規程

### **(報酬及び費用弁償)**

- 12 規約第17条第2項に規定する報酬及び費用弁償の額並びに支給方法等について、次のとおり定める。

- 小林市・高原町・野尻町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程

#### (協議会解散の場合の措置)

- 1 3 規約第18条第2項に規定する財産の分割について  
各自治体の負担金額等の割合でもって分割する。

## 第2 その他必要な事項に関する協議

### 1 事務局職員の身分について

- (1) 事務局職員の身分は、それぞれの市町に属するものとする。
- (2) 事務局職員の分限及び懲戒処分については、それぞれの市町の条例の規定によるものとする。

### 2 臨時職員について

臨時職員は、協議会会長の属する小林市で雇用し、その費用は協議会で負担する。

また、公務災害に対しての事務は、雇用した小林市で執行し、経費は1市2町で均等に負担する。協議会を離脱した場合もそれ以前のものについては責任を持つものとする。

### 3 公用車利用について

事務局職員は、協議会会長の属する小林市の公用車を相互に利用することができるものとし、事故等の処理は公用車を所有する小林市及び運転者等の属する市町が行うものとする。

ただし、補償額が加入保険の限度を超える場合においては、1市2町が均等に負担する。協議会を離脱した場合もそれ以前のものについては責任を持つものとする。

### 4 小林市・高原町・野尻町合併協議会委員等の身分等の取扱いについて

小林市・高原町・野尻町合併協議会（以下「協議会」という。）の委員のう

ち、地方公共団体の長その他の常勤職員以外の委員（以下「当該委員」という。）の身分等の取扱いについては、次のとおりとする。

#### （身分等）

- （1） 当該委員は、協議会の委員の委嘱をもって、当該委員を選任した市町長が属する市町の非常勤の職員に任命されたものとみなす。

#### （公務災害補償制度の適用）

- （2） 1市2町に所属する当該委員が、協議会活動中又は協議会会議等への出席のための移動中に生じた災害によって、公務災害補償の適用を受けるような場合においては、当該委員を選任した市町の公務災害補償制度を適用する。

#### （公務災害補償事務）

- （3） 当該委員の公務災害補償事務は、それぞれの市町において執行する。

#### （公務災害補償の経費負担）

- （4） 当該委員に対し公務災害補償を適用した場合における経費（公務災害の発生に伴い必要となる認定委員会、災害補償その他公務災害に関する費用負担を含む。）は、それぞれの所属する市町が全額負担する。

#### （公務災害補償の適用除外）

- （5） 地方公務員災害補償法の適用を受けるものにあつては、本件による取り決めは適用しないものとする。

#### （報酬及び費用弁償）

- （6） 当該委員に協議会の関係規程に定める報酬及び費用弁償の支給があつたときは、これらを当該委員が非常勤職員の身分を有する市町において定めた当該非常勤職員に支給すべき報酬及び費用弁償とみなす。

### 第3 協議書の内容変更について

この協議書に定める内容を変更する場合は、別に変更協議書を取り交わすものとする。

ただし、事務局職員の変更はこの限りでない。

### 第4 定めのない事項

この協議書に定めるもののほか必要な事項は、1市2町の長が協議して定めるものとする。

### 第5 協議書の締結

この協議書は、地方自治法第252条の2の規定に基づいて、協議が整ったことを証するため、本書を3通作成し、1市2町の長が記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成20年4月1日

小林市長

堀 泰一郎

高原町長

日高 光浩

野尻町長

長瀬 道大

## 報告第3号

### 小林市・高原町・野尻町合併協議会幹事会規程について

小林市・高原町・野尻町合併協議会幹事会規程について、別紙のとおり定めたので報告する。

平成20年4月17日提出

小林市・高原町・野尻町合併協議会  
会 長 堀 泰 一 郎

## 小林市・高原町・野尻町合併協議会幹事会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、小林市・高原町・野尻町合併協議会規約（以下「規約」という。）

第12条第3項の規定に基づき、小林市・高原町・野尻町合併協議会幹事会（以下「幹事会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 幹事会は、小林市・高原町・野尻町合併協議会会長（以下「会長」という。）の指示を受け、小林市・高原町・野尻町合併協議会（以下「協議会」という。）に提案する事項について、協議又は調整するものとする。

2 前項に規定するもののほか、小林市・高原町・野尻町の合併に関し必要な事項について、協議又は調整するものとする。

(幹事)

第3条 幹事は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(組織)

第4条 幹事会は、幹事をもって組織する。

2 幹事会に、幹事長及び副幹事長を置く。

3 幹事長及び副幹事長は、幹事の互選により選出する。

(会議)

第5条 幹事会の会議は、必要に応じて幹事長が招集する。

2 幹事長は、幹事会を代表し、会議の議長となる。

3 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に支障があるときは、幹事長があらかじめ指名した副幹事長がその職務を代理する。

(関係職員等の出席)

第6条 幹事長は、必要に応じて幹事会に関係職員等の出席を求めることができる。

(報告)

第7条 幹事長は、幹事会の協議又は調整の経過及び結果について、会長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 幹事会の庶務は、規約第13条第1項に規定する協議会の事務局において処

理する。

(補則)

第9条この規程に定めるもののほか、幹事会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区 分	職 名	
小 林 市	両 副 市 長	総 務 課 長
高 原 町	副 町 長	まちづくり推進課長
野 尻 町	副 町 長	総 務 企 画 課 長
専 門 部 会	専 門 部 会 長	
事 務 局 等	事 務 局 長	事 務 局 次 長



## 報告第4号

小林市・高原町・野尻町合併協議会専門部会規程及び  
小林市・高原町・野尻町合併協議会分科会規程について

小林市・高原町・野尻町合併協議会専門部会規程及び小林市・高原町・野尻町合併協議会分科会規程について、別紙のとおり定めたので報告する。

平成20年4月17日提出

小林市・高原町・野尻町合併協議会  
会 長 堀 泰 一 郎

## 小林市・高原町・野尻町合併協議会専門部会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、小林市・高原町・野尻町合併協議会規約（以下「規約」という。）

第12条第3項の規定に基づき、小林市・高原町・野尻町合併協議会専門部会（以下「専門部会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 専門部会は、小林市・高原町・野尻町合併協議会幹事会（以下「幹事会」という。）の幹事長（以下「幹事長」という。）の指示を受け、規約第3条各号に掲げる事項について、専門的に協議又は調整するものとする。

(組織)

第3条 専門部会は、総務部会、企画財政部会、厚生部会、産業建設部会及び文教部会の5部会とし、その関係事務所管の長又は、その長が指名する者（以下「部会員」という。）をもって組織する。

(役員)

第4条 各専門部会に部会長及び副部会長を置く。

2 部会長及び副部会長は、部会員の互選により選出する。

(役員職務)

第5条 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に支障があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて部会長が開催する。

2 部会長は、会議の議長となる。

3 部会長は、必要に応じて会議に関係職員等の出席を求めることができる。

4 専門部会は、必要に応じて関係する部会又は、次条に規定する分科会と合同の会議を開催することができる。

(分科会)

第7条 専門部会に必要に応じて分科会を設置することができる。

2 分科会の組織及び運営に関し必要な事項は、専門部会の部会長が別に定め、幹事

会へ報告するものとする。

(報告)

第8条 部会長は、会議における審議の経過及び結果について、幹事長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 専門部会の庶務は、部会長の属する市町担当課等において処理する。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、専門部会に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

◎部会長、○副部会長

専門部会名	小林市	高原町	野尻町
総務部会	◎ 総務課長 職員課長	総務課長	総務企画課長
	税務課長	税務課長	○ 税務課長
	監査委員事務局長	監査委員事務局	監査委員事務局
	選挙管理委員会 事務局長	選挙管理委員会 事務局	選挙管理委員会 事務局
	公平委員会	公平委員会	公平委員会
	固定資産評価 審査委員会	固定資産評価 審査委員会	固定資産評価 審査委員会
	議会事務局長	議会事務局長	議会事務局長
企画財政部会	◎ 財政課長 会計課長	総務課長 会計課長	総務企画課長 会計室長
	管財課長	○まちづくり推進課長	
	企画調整課長		
	地域振興課長		
厚生部会	生活環境課長	○町民福祉課長	町民福祉課長
	市民課長	国民健康保険高原病院	ほけん課長
	ほけん課長	養護老人ホーム 峰寿園長	
	◎福祉事務所長	ほほえみ館長	
	介護保険課長	美化センター 事務局長	
	市立市民病院		
	中央保育所長 住民福祉課長		
産業建設部会	農業委員会事務局長	農業委員会事務局長	農業委員会事務局長
	○農林課長	農政畜産課長	◎ 経済課長
	商工観光課長	建設水道課長	畜産林務課長
	畜産課長	まちづくり推進課長	農村建設課長
	農村整備課長		水道課長
	建設課長		
	管財課長		
	水道課長		
農林建設課長			
文教部会	○社会教育課長	◎ 教育総務課長	教育課長
	学校教育課長		
	スポーツ振興課長		
	教育総務課長		

## 小林市・高原町・野尻町合併協議会分科会規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、小林市・高原町・野尻町合併協議会専門部会規程（以下「規程」という。）第7条第2項の規定に基づき、小林市・高原町・野尻町合併協議会専門部会（以下「専門部会」という。）の分科会に関し必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第2条 分科会は、専門部会の部会長（以下「部会長」という。）の指示を受け、規程第2条に掲げる専門部会の事務を補助するための協議及び資料の調整等を行うものとする。

### (組織)

第3条 分科会は、各分科会の事務を所管する課等に所属する職員をもって組織する。

### (役員)

第4条 分科会にそれぞれ次の役員を置く。

(1) 分科会長 1人

(2) 副分科会長 1人

2 役員は、構成員の互選により選出する。

3 分科会長は、分科会を代表し、会務を総理する。

4 副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長に支障があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 分科会の会議（以下「会議」という。）は、部会長の指示により、又は分科会長が必要に応じて招集する。

2 分科会長は、会議の議長となる。

3 分科会長は、必要に応じて会議に関係職員等の出席を求めることができる。

4 分科会は、必要に応じて関係する他の分科会と合同で会議を開催することができる。

### (報告)

第6条 分科会長は、分科会の協議経過及び結果について、部会長に報告するものとする。

(庶務)

第7条 分科会の庶務は、分科会長の属する市町担当課等において処理する。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、分科会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

## 報告第5号

### 小林市・高原町・野尻町合併協議会事務局規程について

小林市・高原町・野尻町合併協議会事務局規程について、別紙のとおり定めたので報告する。

平成20年4月17日提出

小林市・高原町・野尻町合併協議会  
会 長 堀 泰 一 郎

## 小林市・高原町・野尻町合併協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、小林市・高原町・野尻町合併協議会規約第13条第3項の規定に基づき、小林市・高原町・野尻町合併協議会事務局（以下「事務局」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 事務局の所掌事務は、別表第1のとおりとする
- (2) 前号に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項

(職員等)

第3条 事務局に事務局長、事務局次長、グループリーダー等及びその他必要な職員を置くことができる。

- 2 事務局長は、所掌事務を最も効率的に行える職務ごとにグループを編成し、その事務を分掌する。
- 3 前項に定めるもののほか、事務の円滑な運営に資するため、必要に応じて、宮崎県職員の派遣を要請することができるものとする。

(職員の職務)

第4条 事務局長は、協議会の会長（以下「会長」という。）の指示を受け、事務局の運営全般を統括する。

- 2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に支障があるときは、その職務を代理する。
- 3 グループリーダーは、事務局次長の指揮監督を受け、次に掲げる職務を行う。

- (1) 分掌する事務の管理
- (2) 所属職員の指揮監督

4 その他の職員は、上司の命を受け、事務局の事務に従事する。

(決裁)

第5条 会長が決裁する事項は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の運営に関する基本方針の決定
- (2) 協議会に付議する事項の決定



- (3) 協議会の予算及び決算
- (4) 規程及び要綱等の制定改廃
- (5) 重要な契約（1件100万円以上の契約をいう。）
- (6) その他事務局長が特に重要であると認める事項  
（専決事項）

第6条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 物品の購入その他契約の締結に関する事
  - (2) 物品及び現金の出納に関する事
  - (3) 職員の休暇、時間外勤務命令、休日勤務命令及び旅行命令に関する事
  - (4) 協議会だよりの編集及び発行に関する事
  - (5) その他軽易な事項に関する事
- （代決）

第7条 会長が不在のときは、副会長がその事務を代決する。

- 2 会長及び副会長がともに不在のときは、事務局長がその事務を代決する。
- 3 会長、副会長及び事務局長がともに不在のときは、事務局次長がその事務を代決する。

（職員の服務）

第8条 職員の服務及び勤務時間、その他の勤務条件については、それぞれの職員の属する市町又は県の例によるものとする。ただし、勤務時間の割振り並びに休憩時間及び休息时间については、会長の属する市町の例によるものとする。

（職員の給与等）

第9条 職員の給与等については、それぞれが所属する市町が支給するものとする。

- 2 協議会の用務に伴う職員の旅費及び時間外勤務手当については、会長の属する市町の例により、協議会が支給するものとする。

（公印の取扱い）

第10条 協議会の公印の名称、ひな形、寸法、書体、用途及び個数は、別表第2のとおりとする。

- 2 協議会の公印の管理は、事務局長が行う。

（補則）

第11条 この規程に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定

める。

#### 附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

事務局所掌事務
(1) 協議会、幹事会、小委員会の会議に関する事。
(2) 関係市町及び国、県との連絡調整に関する事。
(3) 合併に係る広報広聴に関する事。
(4) 合併に係る資料の編さんに関する事。
(5) ホームページの管理・運営に関する事。
(6) 庶務及び会計に関する事。
(7) 合併の諸手続きに関する事。
(8) 新市の人事に関する事。
(9) 新市基本計画に関する事。
(10) 財政計画に関する事。
(11) 予算編成に関する事。
(12) 市制施行に関する事。
(13) 住民説明会等に関する事。
(14) 合併の方式に関する事。
(15) 合併の期日に関する事。
(16) 新市の名称に関する事。
(17) 新市の事務所の位置に関する事。
(18) 議会議員の定数及び任期の特例に関する事。
(19) 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いに関する事。
(20) 一般職の身分の取扱いに関する事。
(21) 特別職の身分の取扱いに関する事。
(22) 事務組織及び機構の取扱いに関する事。
(23) 一部事務組合等の取扱いに関する事。
(24) 地域自治区等に関する事。
(25) 条例、規則の取扱いに関する事。
(26) 地方税の取扱いに関する事。
(27) 町名及び字名の取扱いに関する事。
(28) 公共的団体の取扱いに関する事。
(29) 使用料、手数料の取扱いに関する事。
(30) 各種団体への補助金、交付金等の取扱いに関する事。
(31) 慣行の取扱いに関する事。
(32) 公の施設の取扱いに関する事。
(33) 消防団の取扱いに関する事。
(34) 国民健康保険事業の取扱いに関する事。
(35) 介護保険事業の取扱いに関する事。
(36) 各種事務事業の取扱いに関する事。
(37) 電算処理の取扱いに関する事。

別表第2（第10条関係）

名称	ひな形	寸法	書体	用途	数量
小林市・高原町・野尻町合併協議会長の印		方24	古印体	会長名をもつてする文書用	1
小林市・高原町・野尻町合併協議会事務局長の印		方21	古印体	事務局長名をもつてする文書用	1

## 報告第6号

### 小林市・高原町・野尻町合併協議会財務規程について

小林市・高原町・野尻町合併協議会財務規程について、別紙のとおり定めたので報告する。

平成20年4月17日提出

小林市・高原町・野尻町合併協議会  
会 長 堀 泰 一 郎

## 小林市・高原町・野尻町合併協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、小林市・高原町・野尻町合併協議会規約第16条の規定に基づき、小林市・高原町・野尻町合併協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(歳入歳出予算)

第2条 協議会の予算は、小林市・高原町・野尻町（以下「1市2町」という。）の負担金、繰越金及びその他の収入をその歳入とし、協議会の事務に要するすべての経費をもってその歳出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に協議会の承認を得なければならない。

3 会長は、前項の規定により予算が協議会の承認を得たときは、当該予算の写しを速やかに1市2町の長に送付しなければならない。

(予算の補正)

第3条 会長は、協議会に係る予算に補正の必要が生じた場合は、これを調製し、協議会の承認を得なければならない。

2 前項の規定により、補正予算が協議会の承認を得たときは、前条第3項の規定を準用する。

(歳入歳出予算科目の区分)

第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1又は別表第2に定める以外の項及び目を定めることができる。

(歳出予算の流用及び充用)

第5条 歳出予算の経費に過不足を生じた場合は、必要に応じて流用又は予備費の充用をすることができる。

(出納及び現金の保管)

第6条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金は、金融機関に預金する等確実な方法によって、保管しなけ

ればならない。

(協議会出納員)

第7条 会長は、協議会の現金及び物品の出納保管その他会計事務を分掌させるため、出納員を置く。

2 出納員は、総務グループリーダーをもって充てる。

(収入及び支出の手続)

第8条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続は、会長の属する市町の例による。

2 協議会出納員は、次に掲げる簿冊等を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) その他必要な簿冊

(決算等)

第9条 会長は、毎会計年度終了後3月以内に協議会の決算を調製し、協議会の監事の監査に付した後、協議会の承認を得なければならない。

2 会長は、前項の規定により、決算が協議会の承認を得たときは、当該決算の写しを1市2町の長に送付しなければならない。

(協議会解散の場合の措置)

第10条 協議会が解散した場合においては、協議会の決算を会長であった者が決算し、その決算書を監事であった者の監査に付した後、協議会の委員であった者に送付する。

2 会長であった者は、前項の規定により、決算書を協議会の委員であった者に送付したのちは、当該決算の写しを1市2町の長に送付しなければならない。

(契約)

第11条 協議会の契約の方法及び内容は、会長の属する市町の例による。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(平成20年度予算の特例)

- 2 平成20年度予算は、第2条第2項の規定にかかわらず、協議会の設置後最初に開催される協議会の会議を経るものとする。
- 3 会長は、この規程の施行日から第1回協議会会議の開催日までの間において収入すべき歳入を調定し、及び執行すべき事務に係る費用を支出することができるものとする。

別表第1 (第4条関係)

歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 諸収入	1 雑入	1 雑入
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金

別表第2 (第4条関係)

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 協議会費	1 運営費	1 会議費
		2 事務費
	2 事業費	1 事業推進費
2 予備費	1 予備費	1 予備費



## 報告第7号

小林市・高原町・野尻町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について

小林市・高原町・野尻町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について、別紙のとおり報告する。

平成20年4月17日提出

小林市・高原町・野尻町合併協議会  
会 長 堀 泰 一 郎

## 小林市・高原町・野尻町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、小林市・高原町・野尻町合併協議会規約第17条第2項の規定に基づき、小林市・高原町・野尻町合併協議会（以下「協議会」という。）の会長、副会長及び委員（以下「協議会委員等」という。）の報酬及び費用弁償について、必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 協議会委員等の報酬は、終日又は午前中から午後にかけて、その職務に従事した場合は6,100円を支給することとし、午前又は午後のみその職務に従事した場合は、半日報酬額を支給する。ただし、小林市・高原町・野尻町（以下「1市2町」という。）の長及びその他の常勤職員については、これを支給しない。

(費用弁償の額)

第3条 協議会委員等が、会議等に出席したときの費用弁償は、日額1,000円を支給する。ただし、1市2町の長及びその他の常勤職員については、これを支給しない。

2 協議会委員等が、協議会の職務を行うため、協議会の構成団体の区域外に出張したときは、会長の属する市町の非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例に定める旅費を費用弁償として支給する。

(委任)

第4条 この規程に定めるもののほか、協議会委員等の費用弁償に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

報告第8号

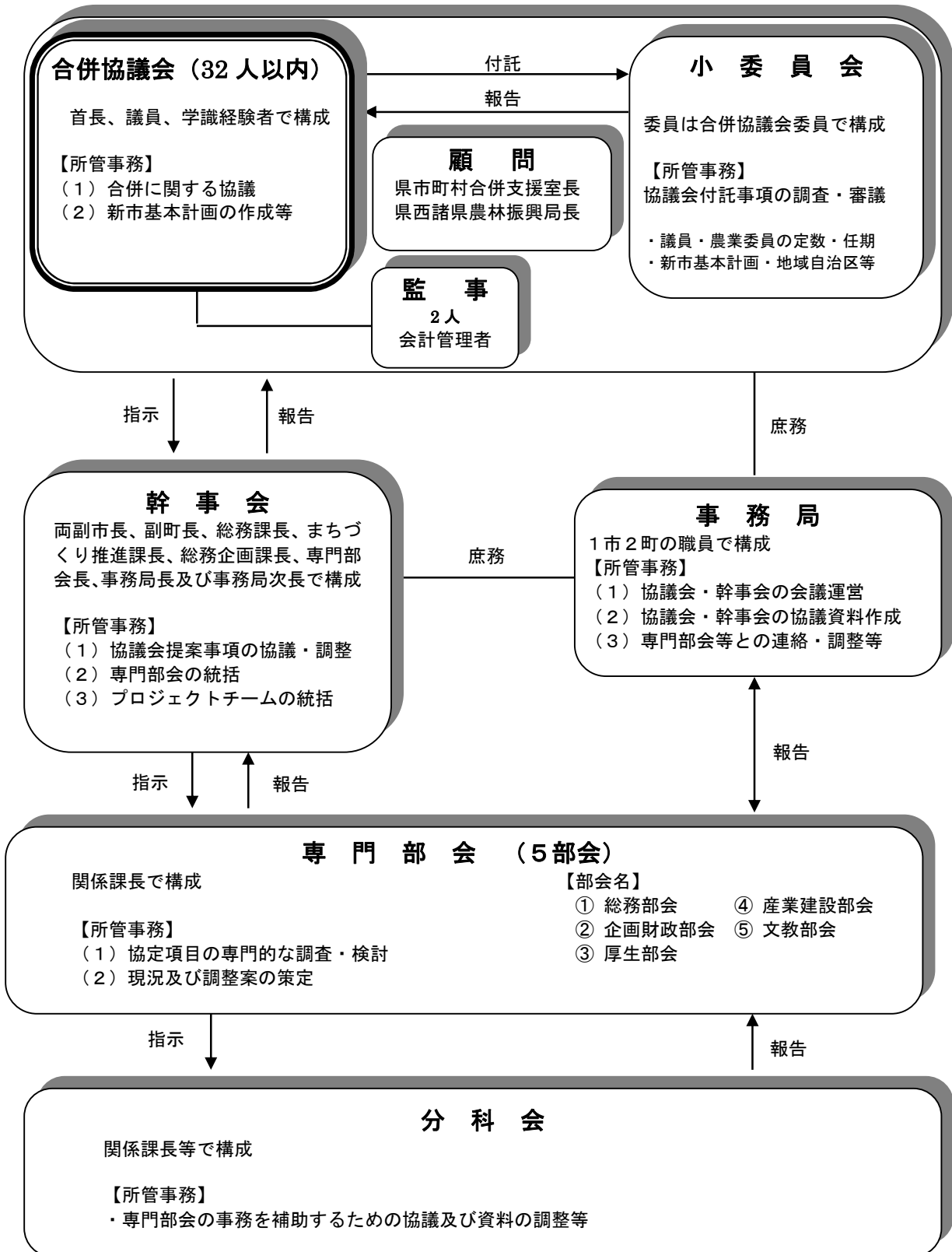
小林市・高原町・野尻町合併協議会組織体制について

小林市・高原町・野尻町合併協議会組織体制について、別紙のとおり報告する。

平成20年4月17日提出

小林市・高原町・野尻町合併協議会  
会 長 堀 泰 一 郎

# 小林市・高原町・野尻町合併協議会組織図



## 協議第1号

### 小林市・高原町・野尻町合併協議会会議運営規程について

小林市・高原町・野尻町合併協議会会議運営規程について、別紙のとおり提案する。

平成20年4月17日提出

平成20年4月17日承認

小林市・高原町・野尻町合併協議会  
会 長 堀 泰 一 郎

## 小林市・高原町・野尻町合併協議会会議運営規程（案）

### （趣旨）

第1条 この規程は、小林市・高原町・野尻町合併協議会規約第10条第3項の規定に基づき、小林市・高原町・野尻町合併協議会会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （基本方針）

第2条 会議は、原則として公開とする。ただし、出席委員の半数以上の同意があったときは、非公開とすることができる。

2 会議の運営に際しては、公平かつ公正な協議の推進に努めるものとする。

### （会長等の責務）

第3条 会長は、会議の議長として、副会長と連携しながら、迅速かつ能率的に会議を運営することに努めなければならない。

2 委員は、会議に積極的に参画するとともに、円滑な議事運営に協力しなければならない。

### （会議の開閉等）

第4条 会議の開会及び閉会は、議長が宣告するものとする。

2 委員は、議長の許可を得た後、発言するものとする。

### （議事の進行）

第5条 会議の議事は、全会一致をもって進めることを原則とする。ただし、意見が分かれた場合は、出席委員の3分の2以上の賛同をもって決定するものとする。

### （傍聴）

第6条 会議は、傍聴することができる。

2 会議の傍聴については、会長が別に定める。

### （会議録の作成）

第7条 議長は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成するものとする。

- (1) 会議の開催日時及び会場
- (2) 会議への出席委員等及び欠席委員等の氏名
- (3) 議題及び議事の全文
- (4) その他議長が必要と認めた事項

- 2 前項の会議録には、会議資料を添付するものとする。
- 3 会議録は、次条に定める署名をした日をもって確定する。

(会議録署名委員)

第8条 会議録には、会議録署名委員2名が署名を行う。

- 2 前項の会議録署名委員は、会議毎に議長が指名する。

(会議録等の公開)

第9条 会議録及び会議に提出された文書は、原則公開とする。

- 2 前項の公開について必要な事項は、会長が別に定める。

(規律)

第10条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる行為をしてはならない。

- 2 会議場において、資料、文書を配布するときは、議長の許可を得なければならない。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項については、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年4月17日から施行する。

## 協議第2号

### 小林市・高原町・野尻町合併協議会会議傍聴要領について

小林市・高原町・野尻町合併協議会会議傍聴要領について、別紙のとおり提案する。

平成20年4月17日提出

平成20年4月17日承認

小林市・高原町・野尻町合併協議会  
会 長 堀 泰 一 郎



## 小林市・高原町・野尻町合併協議会会議傍聴要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、小林市・高原町・野尻町合併協議会会議運営規程（以下「運営規程」という。）第6条第2項の規定に基づき、小林市・高原町・野尻町合併協議会会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

（傍聴人の定員）

第2条 傍聴人の定員は、会議に支障のない範囲とする。

（傍聴の手続）

第3条 会議を傍聴しようとする者は、自己の住所及び氏名を傍聴人受付簿（様式第1号）に記入の上、傍聴証（様式第2号）の交付を受けなければならない。

2 傍聴人受付簿の記入は、会議開催予定時刻の30分前から先着順に行う。この場合において、傍聴希望者が前条に定める定員を超えるときは、先着順で傍聴人を決定する。

（傍聴証の返還）

第4条 傍聴証の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを協議会の事務局に返還しなければならない。

（傍聴席に入ることができない者）

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、その他危険なものを携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) ビラ、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (5) その他会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

（傍聴人の守るべき事項）

第6条 傍聴人は、傍聴席において次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと。
- (3) はち巻、腕章、たすきの類をする等示威的行為をしないこと。

- (4) 飲食及び喫煙をしないこと。
- (5) 携帯電話等の電源を切ること。
- (6) みだりに席を離れないこと。
- (7) 不体裁な行為、又は他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (8) その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第7条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に会長の許可を得た場合は、この限りではない。

(協議会事務局職員の指示)

第8条 傍聴人は、協議会事務局職員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、運営規程第2条第1項ただし書の規定により、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第10条 傍聴人がこの要領に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(補則)

第11条 この要領に定めるもののほか、傍聴の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

この要領は、平成20年4月17日から施行する。

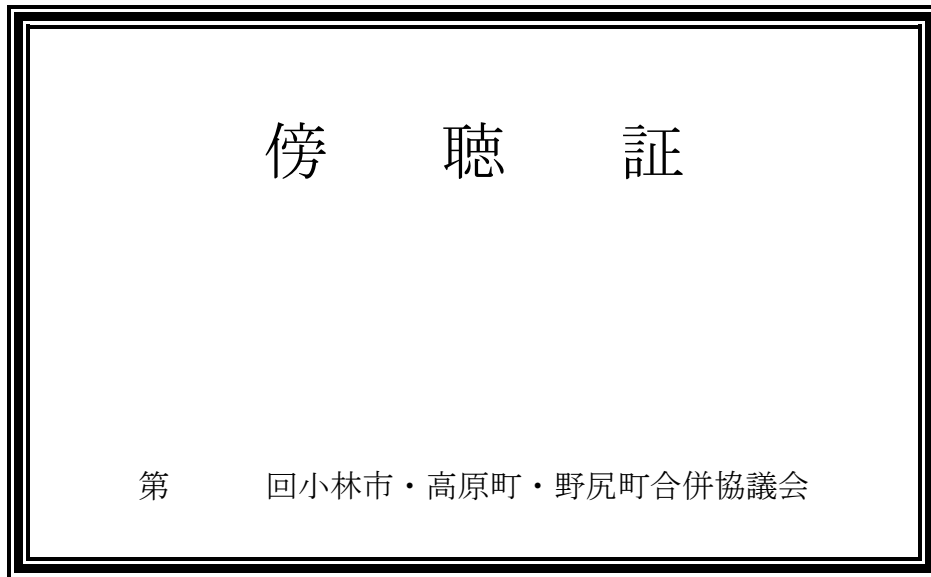
様式第1号（第3条関係）

## 傍聴人受付簿

第 回 小林市・高原町・野尻町合併協議会

平成 年 月 日 会場名： \_\_\_\_\_

番号	住所 (報道関係者は、会社名又は団体名)	氏名	備考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			



（傍聴人の守るべき事項）

第6条 傍聴人は、傍聴席において次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと。
- (3) はち巻、腕章、たすきの類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食及び喫煙をしないこと。
- (5) 携帯電話等の電源を切っておくこと。
- (6) みだりに席を離れないこと。
- (7) 不体裁な行為、又は他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (8) その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

（写真、映画等の撮影及び録音等の禁止）

第7条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に会長の許可を得た場合は、この限りではない。

（協議会事務局職員の指示）

第8条 傍聴人は、協議会事務局職員の指示に従わなければならない。

## 協議第3号

### 小林市・高原町・野尻町合併協議会小委員会設置規程について

小林市・高原町・野尻町合併協議会小委員会設置規程について、別紙のとおり提案する。

平成20年4月17日提出

平成20年4月17日承認

小林市・高原町・野尻町合併協議会  
会 長 堀 泰 一 郎

## 小林市・高原町・野尻町合併協議会小委員会設置規程（案）

### （趣旨）

第1条 この規程は、小林市・高原町・野尻町合併協議会規約（以下「規約」という。）

第11条第2項の規定に基づき、小林市・高原町・野尻町合併協議会小委員会（以下「小委員会」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （所掌事項）

第2条 小委員会は、小林市・高原町・野尻町合併協議会（以下「協議会」という。）から付託された事項について調査、審議等をするものとする。

### （委員）

第3条 小委員会の委員は、協議会の会長（以下「会長」という。）が必要に応じて、協議会の会長、副会長及び委員（以下「協議会の委員等」という。）の中から選任する。

### （組織）

第4条 小委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

### （委員長及び副委員長の職務）

第5条 委員長は、小委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に支障があるときは、その職務を代理する。

### （会議）

第6条 小委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

4 会議は、原則として公開とする。ただし、委員の半数以上の同意があるときは、非公開とすることができる。

5 会議の傍聴については、小林市・高原町・野尻町合併協議会会議傍聴要領による。

### （会議録の作成）

第7条 議長は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成するものとする。

(1) 会議の開催日時及び会場

(2) 会議への出席委員等及び欠席委員等の氏名

(3) 議題及び議事の全文

(4) その他議長が必要と認めた事項

2 前項の会議録には、会議資料を添付するものとする。

3 会議録は、次条に定める署名をした日をもって確定する。

(会議録署名)

第8条 会議録には、会議録署名委員2人が署名を行う。

2 前項の会議録署名委員は、会議ごとに議長が指名する。

(会議録等の公開)

第9条 会議録及び会議に提出された文書は、原則として公開とする。

2 前項の公開について必要な事項は、小林市・高原町・野尻町合併協議会会議録等閲覧規程を準用する。

(関係者等の出席)

第10条 委員長は、必要に応じて、関係者等の出席を求めることができる。

2 関係者等が小委員会に出席したときは、報酬及び費用弁償（以下「報酬等」という。）を受けることができる。

3 前項の報酬等の額及び支給方法は、小林市・高原町・野尻町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程による。

(報告)

第11条 委員長は、小委員会における審議の経過及び結果について、協議会に報告しなければならない。

(庶務)

第12条 小委員会の庶務は、規約第13条第1項に規定する協議会の事務局において処理する。

(補則)

第13条 この規程に定めるもののほか、小委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年4月17日から施行する。

## 協議第4号

### 小林市・高原町・野尻町合併協議会会議録等閲覧規程について

小林市・高原町・野尻町合併協議会会議録等閲覧規程について、別紙のとおり提案する。

平成20年4月17日提出

平成20年4月17日承認

小林市・高原町・野尻町合併協議会  
会 長 堀 泰 一 郎



## 小林市・高原町・野尻町合併協議会会議録等閲覧規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、小林市・高原町・野尻町合併協議会議運営規程第9条第1項の規定に基づき、小林市・高原町・野尻町合併協議会（以下「協議会」という。）の会議の会議録及び会議資料（以下「会議録等」という。）の閲覧に関し、必要な事項を定めるものとする。

（閲覧の請求）

第2条 何人も、会議録等の閲覧を請求することができる。

（閲覧に供する会議録等）

第3条 閲覧に供する会議録等は、当該文書の写しとする。

2 個人に関する事項、会議の公正な運営に著しい支障を及ぼすおそれがある事項、その他閲覧に供することが適当でないと認められる事項を記載した会議録等の全部又は一部については、閲覧に供しないことができるものとする。

（閲覧の申出）

第4条 閲覧の申出は、会議録等閲覧申出書（別記様式）に必要事項を記入して提出することにより行うものとする。

（閲覧の場所及び時間）

第5条 閲覧に供する場所は、協議会事務局とし、その時間は、当該事務局の執務時間内とする。

（写しの交付）

第6条 会議録等の閲覧を申し出た者が、その写しの交付を希望する場合における写しの作成に要する費用は、実費とし、その額は、会長の属する市町の情報公開条例に定める公文書の写しの作成に要する費用の額に準ずるものとする。

（構成市町での公開）

第7条 会議録等については、それぞれの市町の責務において、各市町の情報公開条例に基づき公開できる。

（補則）

第8条 この規程に定めるもののほか、会議録等の閲覧に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規程は、平成20年4月17日から施行する。

別記様式（第4条関係）

会議録等閲覧申出書

平成 年 月 日

小林市・高原町・野尻町合併協議会会長 様

申出者 住所： \_\_\_\_\_  
氏名： \_\_\_\_\_  
電話： \_\_\_\_\_

小林市・高原町・野尻町合併協議会会議録等の閲覧を請求したいので、下記のとおり申し出ます。

なお、閲覧に関しては、小林市・高原町・野尻町合併協議会会議録等閲覧規程を遵守します。

記

1 閲覧希望日時	平成 年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分～時 分
2 閲覧希望文書	(1) 会議の名称：第 回 _____ (2) 文書の種類： <input type="checkbox"/> 会議録 <input type="checkbox"/> 会議資料
3 閲覧請求の目的	<input type="checkbox"/> 協議会の協議状況を把握するため <input type="checkbox"/> 協議会の協議状況を広報するため <input type="checkbox"/> 合併についての論議資料とするため <input type="checkbox"/> その他 ( )
4 写しの交付	<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない

(注) 1. 該当する所にレ印を付けてください。

2. 写しは1枚につき20円です。

## 協議第5号

### 平成20年度小林市・高原町・野尻町合併協議会事業計画について

平成20年度小林市・高原町・野尻町合併協議会事業計画について、別紙のとおり提案する。

平成20年4月17日提出

平成20年4月17日承認

小林市・高原町・野尻町合併協議会  
会 長 堀 泰 一 郎

平成20年度小林市・高原町・野尻町合併協議会事業計画（案）

No.	項目	内容
1	会議の開催	<p>① 協議会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 第1回協議会を4月17日に小林市で開催</li> <li>■ 会議開催日及び開催時間の原則 <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 開催日毎月第4木曜日 ただし、第5木曜日がある場合は第5木曜日に開催</li> <li>➤ 会議時間午後1時30分～</li> </ul> </li> </ul> <p>② 幹事会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 協議会前に、協議会提案事項について協議、調整を行う。</li> </ul> <p>③ 専門部会・分科会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 事務事業の一元化にあたって、事業や制度の比較検討を行い、課題や問題点を抽出、整理し、協議会に提出する調整案を策定する。</li> </ul> <p>④ 小委員会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 協議会から付託された事項について、調査、審議を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 議会議員・農業委員会委員の定数及び任期等の取扱い小委員会</li> <li>➤ 新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会</li> </ul> </li> </ul>
2	情報提供及び広報啓発活動の実施	<p>① 協議会ホームページの開設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 協議内容や議事録等を公表するとともに、協議会傍聴案内等も行い、広く情報提供を行う。</li> </ul>

		<p>② 協議会だよりの発行</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 合併協議会での協議内容、進捗状況等を広く情報提供することとし、各世帯（約23,000世帯）に配布する。協議会開催後に発行予定。</li> </ul> <p>③ 新市基本計画(概要版)の配布</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 新市基本計画の概要版を作成し、各世帯(約23,000世帯)に配布し、住民の理解を深める。</li> </ul> <p>④ 先進地視察研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 専門部会及び小委員会の円滑な運営と調整作業の効率化を図るため、先進地視察研修を実施する。</li> </ul>
3	調査・研究事業	<p>① 条例・規則等の調査及び一元化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 行政制度・事務事業の調整結果を基に、現在の小林市の制度を基本とし調整を行う。</li> </ul> <p>② 電算システム調査及び構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 電算システムの統合に向けて、システム及びプログラムの調査及び統合計画を作成する。</li> </ul> <p>③ 新市基本計画の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 新市の将来を展望した長期的視野にたったまちづくり計画や合併した場合の財政見通し等の財政計画を作成する。</li> </ul>
4	その他の事業	<p>① 合併協定項目の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 合併協定項目について、協議を行う。</li> </ul>

協議第6号

平成20年度小林市・高原町・野尻町合併協議会予算について

平成20年度小林市・高原町・野尻町合併協議会予算について、別紙のとおり提案する。

平成20年4月17日提出

平成20年4月17日承認

小林市・高原町・野尻町合併協議会  
会 長 堀 泰 一 郎

## 平成20年度 小林市・高原町・野尻町合併協議会予算（案）

平成20年度 小林市・高原町・野尻町合併協議会の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ39,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（歳出予算の流用）

第2条 歳出予算の各項の金額は、必要に応じて流用することができる。



## 第1表 歳入歳出予算

### 1. 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 負担金		38,998
	1 負担金	38,998
2 諸収入		2
	1 雑入	2
歳入合計		39,000

### 2. 歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 協議会費		38,500
	1 運営費	18,773
	2 事業費	19,727
2 予備費		500
	1 予備費	500
歳出合計		39,000

## 歳入歳出予算事項別明細書

### 1. 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 負担金	38,998	0	38,998
2 諸収入	2	0	2
歳入合計	39,000	0	39,000

(歳出)

(単位：千円)

款	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 協議会費	38,500	0	38,500				38,500
2 予備費	500	0	500				500
歳出合計	39,000	0	39,000				39,000

## 1. 歳入

(単位：千円)

科目			本年度	前年度	比較	節		説明
款	項	目				区分	金額	
1	負担金		38,998	0	38,998			
	1	負担金	38,998	0	38,998			
		1 負担金	38,998	0	38,998	1 構成団体負担金	38,998	
2	諸収入		2	0	2			
	1	雑入	2	0	2			
		1 雑入	1	0	1	1 預金利子	1	預金利子
			1	0	1	2 情報公開複写料	1	会議録コピー代
歳入合計			39,000	0	39,000			

### 構成団体負担金（現年分）

	H17年度 国調人口	均等割額	人口割額	計
小林市	41,150	6,500	13,275	19,775
高原町	10,623	6,500	3,427	9,927
野尻町	8,670	6,499	2,797	9,296
計	60,443	19,499	19,499	38,998

## 2. 歳出

(単位：千円)

科目			本年度	前年度	比較	節		説明
款	項	目				区分	金額	
1		協議会費	38,500	0	38,500			
	1	運営費	18,773	0	18,773			
		1 会議費	4,668	0	4,668	1 報酬	1,895	委員報酬 1,895
						9 旅費	938	委員会会議費用弁償435 小委員会先進地視察 研修 503
						11 需用費	195	消耗品費 160 食糧費 35
						12 役務費	1,005	会議録手数料 972 振込手数料 9 会議録テープ 宅配手数料 24
						14 使用料及 び賃借料	600	音響機器借上料 600
						19 負担金補 助及び交 付金	35	後納郵便料負担金 35
		2 事務費	14,105	0	14,105	3 職員手当 等	6,480	時間外勤務手当6,480
						9 旅費	719	事務折衝他 91 専門部会等先進地視 察研修 628
						11 需用費	1,735	消耗品費 1,531 燃料費 40 食糧費 9 修繕費 100 印刷製本費 55
						12 役務費	34	通信運搬費 10 振込手数料 9 看板製作手数料 15
						14 使用料及 び賃借料	2,526	コピー機借上料2,400 会場借上料 90 高速道路使用料 36
						18 備品購入 費	500	事務用備品購入費500

					19負担金補助及び交付金	2,111	臨時職員雇用負担金 1,581 公用車利用負担金240 後納郵便料負担金 50 光熱水費負担金 120 電話使用料負担金120
	2 事業費	19,727	0	19,727			
	1 事業推進費	19,727	0	19,727	11需用費	7,118	消耗品費 200 印刷製本費 6,918 協議会だより印刷 住民用合併情報紙 現況調書等印刷 合併協定書印刷
					12役務費	109	振込手数料 9 光回線・プロバイダー 等使用料 100
					13委託料	12,500	例規現況調査等委託料 3,000 新市基本計画策定委託料 6,500 電算システム現況調査委託料 3,000
	2 予備費	500	0	500			
	1 予備費	500	0	500			
	1 予備費	500	0	500			
	歳出合計	39,000	0	39,000			

## 協議第7号

### 小林市・高原町・野尻町合併協議会のスケジュールについて

小林市・高原町・野尻町合併協議会のスケジュールについて、別紙のとおり提案する。

平成20年4月17日提出

平成20年4月17日承認

小林市・高原町・野尻町合併協議会  
会 長 堀 泰 一 郎







小林市・高原町・野尻町合併協議会の当面の開催計画予定表（案）

回	日 時	場 所
第1回	平成20年4月17日（木） 午後1時30分～	小林市中央公民館大ホール
第2回	平成20年5月29日（木） 午後1時30分～	高原町総合保健福祉センター「ほほえみ館」 神武ホール
第3回	平成20年6月26日（木） 午後1時30分～	野尻町農村環境改善センター
第4回	平成20年7月31日（木） 午後2時～	小林市須木総合ふるさとセンター大ホール
第5回	平成20年8月28日（木） 午後1時30分～	高原町総合保健福祉センター「ほほえみ館」 神武ホール
第6回	平成20年9月25日（木） 午後1時30分～	野尻町農村環境改善センター
第7回	平成20年10月30日（木） 午後1時30分～	高原町総合保健福祉センター「ほほえみ館」 神武ホール

協議第8号

合併協定項目について

合併協定項目について、別紙のとおり提案する。

平成20年4月17日提出

平成20年4月17日承認

小林市・高原町・野尻町合併協議会  
会 長 堀 泰 一 郎

## 合 併 協 定 項 目 (案)

### ● 基本的協定項目

項目	説明
1 合併の方式	「新設合併」「編入合併」の方式の選択
2 合併の期日	合併期日についての協議
3 新市の名称	「新設合併」の場合、名称が必要
4 新市の事務所の位置	新市の市役所の位置についての協議
5 財産及び債務の取扱い	土地・建物・債権、債務等についての協議

### ● 合併新法に規定されている協定項目

項目	説明
6 議会議員の定数及び任期の取扱い	議会の議員の定数及び在任期間等の取扱い
7 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	農業委員会の委員の定数及び在任期間等の取扱い
8 地方税の取扱い	地方税の賦課等及び不均一課税の取扱い
9 一般職の職員の身分の取扱い	職員の任用制度、給与及びその他の勤務条件等の取扱い
10 新市基本計画	新市まちづくりの基本方針の策定
11 地域自治区等の取扱い	地域自治区等の設置についての協議

### ● その他必要な協定項目

項目	説明
12 特別職の職員の身分の取扱い	三役及び各種委員会等の特別職の取扱い
13 条例、規則等の取扱い	新市の条例・規則等の整備
14 事務組織及び機構の取扱い	新市の事務組織、機構
15 一部事務組合等の取扱い	一部事務組合の取扱い、公社・事業団等の取扱い
16 使用料、手数料等の取扱い	交付・証明手数料及び施設の使用料等の取扱い
17 公共的団体等の取扱い	関係市町の区域内にある産業経済団体、文化事業団体等で公共活動を営むすべての団体における統合整備の取扱い
18 補助金、交付金等の取扱い	団体運営補助金、事業補助金の取扱い
19 自治会・行政連絡機構の取扱い	関係市町の自治会・行政連絡機構の調整
20 町名・字名の取扱い	町名・字名の区域や名称についての設定・変更等の取扱い
21 慣行の取扱い	市町章、市町の花・木・鳥、市町民憲章等
22 国民健康保険事業の取扱い	国民健康保険税の賦課方式、保険料税率、納期及び保険給付の内容の取扱い
23 介護保険事業の取扱い	介護保険料や納期等の取扱い
24 消防団の取扱い	消防団の組織構成及び処遇等の取扱い
25 各種事務事業の取扱い ⇒詳細は次ページ	あらゆる分野の住民負担や行政サービスなどの取扱い

「25 各種事務事業の取扱い」の項目

事業	説明
(1) 総務関係	国際交流、情報公開等
(2) 電算システム関係	電算システムの統合、構築
(3) 広報広聴関係	広報広聴一般
(4) 防災関係	防災一般
(5) 高齢者福祉関係	高齢者福祉
(6) 障害者福祉関係	障害者福祉
(7) 児童福祉関係	児童福祉
(8) その他の社会福祉関係	民生・児童委員、生活保護等
(9) 保健・医療関係	保健、健康づくり、医療
(10) 生活環境関係	廃棄物処理及び墓地等
(11) 農林水産関係	農業、畜産業、林業、水産業
(12) 商工・観光関係	商工業、観光、労働対策等
(13) 都市計画関係	開発指導、都市計画、公園等
(14) 建設関係	道路、河川、住宅等
(15) 下水道関係	下水道
(16) 水道関係	上水道
(17) 学校教育関係	幼稚園・小学校・中学校、学校給食等
(18) 社会教育関係	生涯学習、文化、社会体育等
(19) その他関係	その他の事業（交通安全、公共交通等）

## 【参考資料】

# 合併協定項目の内容と調整の流れ

## ●合併協定項目の内容

### 基本的な協定項目

#### 1 合併の方式

合併の方式については、「新設合併」と「編入合併」の二つの形態があります。

新設合併とは、合併するすべての市町村を廃して、新たに一つの市を置く場合をいい、「対等合併」又は「合体合併」とも言われます。編入合併とは、一つ以上の市町村を廃して、その区域を既存の他の市に加える場合をいい、「吸収合併」とも言われます。

新設合併と編入合併のどちらの形態をとるかによって、合併にかかる事務手続き等も大きく変わってきますので、合併関係市町村の規模や形態、合併に向けての経過などの状況を慎重に協議して、合併の形態を選択することになります。

#### 2 合併の期日

合併の期日については、法律上の規定はありませんが、住民との意見交換及び合意形成に要する期間、合併協議会の協議の進捗状況、合併準備の期間、合併関係市町村の議会や県議会の議決など相当な期間等がかかることを踏まえ、総合的に勘案して判断する必要があります。

#### 3 新市の名称

新市の名称については、合併の形態によってその取扱いが異なります。

新設合併の場合は、新しい市の名称を決めなければなりません。決定に当たっては、法的な規定はなく、自由に決めることができますが、市の名称は、住民生活の基本となるものであり、また、住民の一体感を醸成するとともに、地域の歴史や文化を継承し新たに創造するために重要な役割を担うもので、協議会で十分協議される必要があります。

従来は、関係市町村の名称の一部を単純に合わせたものも多かったようですが、最近はその地域の歴史や文化、地理的特性、名称の知名度・定着度、住民公募の結果等から住民の一体感を醸成しやすく、対外的にも覚えやすい名称を選択することが多いようです。

また、編入合併の場合、通常は編入する市町村の名称とすることが多いようです。

なお、新設合併の場合や町・村が編入合併により市となる場合には廃置分合の処分の際に、名称が併せて決定されるので、特段の手続きは不要ですが、これ以外の編入合併に伴い市町村の名称を変更する場合には、あらかじめ都道府県知事に協議し、名称を条例で定める必要があります。

## 4 新市の事務所の位置

新設合併の場合には、新たに事務所の位置を定めなければなりません。

編入合併の場合には、編入する市町村の役所・役場を新市の事務所とし、編入される市町村の役所・役場は支所とするのが一般的です。

事務所の位置は、地方自治法の規定に基づき条例で定めることとされています。また、位置を定めるに当たっては、地方自治法で「住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公庁との関係等について適当な考慮を払わなければならない」とされています。

また、新庁舎の建設が予定されている場合には、協定の中では、利便性の高さ、施設・設備の充実度、議場や事務所の広さ等の観点から、仮に事務所の位置を決めておき、新市としてスタートし、一体感が醸成された後に事務所の位置を正式に決定する方法もあります。

なお、事務所の位置を定める条例を制定するときは、当該地方公共団体の議会において出席議員の3分の2以上の同意が必要となります。

## 5 財産及び債務の取扱い

合併前の市町村が持っていた財産（土地、建物及び債権）及び債務等は、すべて新たな市に引き継ぐのが通例であり、公の施設についても、引き続き新たな市の公の施設として設置していくことを協議して決める必要があります。

また、市町村の廃置分合が行われる場合において財産処分を行うときは、関係市町村の議会の議決が必要となります。

なお、合併関係市町村の中に、その財産を新たな市に引き継ぐのが適当でない特別の事情がある場合は、協議により、地方自治法に基づく財産区を設置することも可能です。

## 合併特例法に規定されている協定項目

### 6 議会議員の定数及び任期の取扱い

編入合併の場合は、議会議員の定数及び任期の取扱いについては、編入する市町村の議員は在任し、編入される市町村の議会の議員は失職するのが原則ですが、特例措置として、(1) 増員選挙及びこれに続く最初の一般選挙において編入合併の特例定数とするか、(2) 編入する市町村の議会の残任期間だけ在任し、さらに最初の一般選挙において編入合併の特例定数とするかいずれかを採用することもできます。

この措置を適用するか否かは、協議会で協議されることとなりますが、この協議は、合併関係市町村の議会の議決を経る必要があり、協議が成立した際には、合併関係市町村は直ちにその内容を告示することとなっています。

編入合併の場合の一般原則及び特例措置の内容については、次のとおりです。

### ①原則

編入される市町村の全議員が失職します。ただし、合併に伴う人口増加のため、議員定数を増加したときは、増やした人数分について、定数を増やした日から50日以内に増員選挙を行います。

### ②定数特例

編入される市町村の区域を選挙区として、合併後50日以内に増員選挙を行います（任期は、編入する市町村の議員の残任期間）。

増員定数＝編入する市町村の条例定数×（編入される市町村の人口）÷（編入する市町村の人口）

### ③在任特例

編入される市町村の全議員が編入する市町村の議員として在任します（任期は、編入する市町村の議員の残任期間）。

## 7 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

### ①合併後1農業委員会を設置（原則）

編入される市町村の農業委員会は廃止され（したがって、編入される農業委員会の選挙委員、選任委員はともに身分を失い）、編入した市町村につき1個の農業委員会となります。（編入した市町村の農業委員会は、そのまま存続し、当該市町村の農業委員会の農業委員の身分は選挙委員、選任委員ともに変動しません。）

### ②合併後1農業委員会を設置（在任特例）

市町村合併の際、合併関係市町村の農業委員会の選挙委員であって当該合併後の新市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるもの（すなわち、編入される側の市町村の選挙委員）は、合併関係市町村の協議により40人以内の範囲で定めた数の者に限り、その編入をする合併関係市町村の農業委員会の選挙委員の残任期間は、引き続き合併後の新市町村の選挙委員として在任することができる。（40人を超える場合は、これら関係委員全員の互選により、合併後の新市町村の選挙委員として在任する者を選出します。）

なお、この特例措置は、合併関係市町村の協議（協議は合併関係市町村の各議会の議決を経なければなりません。また、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。）により講ずることができます。

選任委員については、編入した農業委員会の選任委員は、引き続き存続しますが、編入された農業委員会の選任委員は、失職します。

### ③合併後2つ以上の農業委員会を設置（原則）

合併後の新市町村が、農業委員会等に関する法律施行令第2条の2に規定する要件を満たした場合（市町村区域面積が24,000haを超える、または農地面積7,000haを超える）は、新市町村に2つ以上の農業委員会を設置することができます。（この場合、その市町村の廃置分合の日から50日以内に、その各農業委員会ごとに設置による選挙委員の一般選挙を行わなければならない。選任委員については、各委員会ごとに合併の日に選任します。）

#### ④合併後2つ以上の農業委員会を設置（在任特例）

合併後2つ以上の農業委員会を設置する場合、各農業委員会ごとに選挙委員の任期等に関する在任特例があります。この場合においては、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村の区域の一部を区域として新たに置かれる農業委員会に関しては、当該合併市町村（編入した市町村）は、新たに設置された合併市町村とみなされます。なお、この場合の選任委員については、合併の日に併せて選任することとなります。

#### ⑤合併後従前の区域どおりに複数の農業委員会を設置（特例）

合併後の新市町村が、(1)の(ウ)で述べた要件を満たした場合（市町村区域面積が24,000haを超える、または、農地面積が7,000haを超える）であって、新市町村に置かれる2つ以上の農業委員会の区域が、従前の市町村に設置された農業委員会の区域をその区域とすることとなる場合は、それらの農業委員会は、新市町村の農業委員会となってそのまま存続することができます。（農業委員会の選挙委員、選任委員の身分もそのまま存続します。）

## 8 地方税の取扱い

市町村が課することのできる税は、市町村民税、固定資産税、軽自動車税などの普通税と入湯税、都市計画税、国民健康保険税などの目的税があります。

このうち、税率が法で定められ変更の余地のない税率（一定税率）によりすべての市町村が課している税目「市町村たばこ税」、「特別土地保有税」以外は、合併関係市町村間で税目によって税率が異なっている場合や課税する税目が異なっている場合があります。

こうした場合、合併後直ちに、合併市町村の全区域にわたって均一の課税をすることにより、住民負担に均衡を欠くこととなることもあることから、合併特例法では、「合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、その均衡を欠く程度を限度として、課税をしないこと（課税免除）又は不均一の課税をすることができる」こととされています。

合併後、課税免除又は不均一課税をするか否か、また、課税免除又は不均一課税をする場合は、その税目、実施時期等について、協議会で協議し、取り決めを行った上で、新市の条例でこれを定めることとなります。

## 9 一般職の職員の身分の取扱い

編入合併における編入される市町村においては、合併が行われた場合には、市町村の法人格が消滅するため、一般職の職員は失職することになります。

しかし、合併特例法において、「合併関係市町村は、その協議により、市町村の合併の際、現にその職に在る合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならない。」と定められており、協議会において、合併関係市町村の一般職の職員を新市の職員として引き継ぐ旨の取り決めを行うことが必要になります。

また、合併特例法には、「合併市町村は、職員の任免、給与その他の身分の取扱いに関しては、



職員のすべてに通じて公正に処理しなければならない。」と定められており、新設合併の場合には、合併関係市町村の任用制度、給与及びその他の勤務条件について、その状況を比較検討し、合併の前後で著しい不均衡が生じないように取り決めておくことが必要です。

なお、全体の職員数については、採用調整などにより、新市の規模に見合った職員数に調整されることとなります。

## 10 新市基本計画

新市基本計画は、市町村の合併に際し、合併関係市町村の住民に対して合併市町村の将来に関するビジョンを示し、合併の検討材料となるものであって、いわば合併市町村のマスタープランとしての役割を果たすもので、合併協議会により作成されます。

また、合併新法に基づく様々な財政支援措置を合併市町村が受けるためには、この計画の作成が前提となっています。この計画の作成に当たっては、合併新法の規定により、次のことに十分配慮することとされています。

### ○ 合併市町村のまちづくりを総合的かつ効果的に推進すること

単にハード面の整備だけでなく、ソフト面にも配慮した計画とし、計画の内容が現実困難なものとなったり、単に合併関係市町村の総合計画をつなぎ合わせただけのものになったりするのではなく、真に合併市町村のまちづくりに資する事業を選び、合理的で健全な行財政運営に裏付けされた着実な計画とすること。

### ○ 合併市町村の一体性の速やかな確立及び住民の福祉の向上等を図ること

旧市町村意識を早期に解消し、合併市町村のまちづくりを進めるための推進基盤を確立するとともに、その計画の実施を通じて地域全体のレベルアップを実現し、地域住民の生活水準、文化水準を高め、併せて組織及び運営の合理化を図る必要があること。

### ○ 合併市町村の均衡ある発展に資するように適切に配慮すること

地域の特性を活かしバランスのとれた振興整備等の方向が示されるということ。

また、新市基本計画の具体的内容は、合併協議会で合併関係市町村の自主的・主体的な判断により策定されるものですが、合併新法の規定により、計画に盛り込むべきものとして、次の事項が例示されています。

### ○ 合併市町村のまちづくりの基本方針

合併市町村が将来進むべき方向及び行財政運営の基本等を定めます。

### ○ 合併市町村又は県が実施する合併市町村のまちづくりの根幹となるべき事業に関する事項

合併市町村の方針を実現するための事業について、その大綱を定めます。

### ○ 公共的施設の統合整備に関する事項

支所や出張所の統廃合、小中学校の統廃合等、合併市町村の公共的施設の統合整備について定めます。

### ○ 合併市町村の財政計画

計画期間については、合併市町村が一体となるまでに要する期間、ないしそのための事業・施策の実施期間として最低5年から10年程度は要するとされていることや、普通交付税の

算定の特例（合併算定替）の期間などの財政支援措置を目安として、10年間は適当と考えられます。策定に当たっては、地方交付税、国県補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることがないようにする必要があります。

## 1 1 地域自治区等の取扱い

合併新法の規定により、合併後も地域住民の声を施策に反映させ、きめ細かな行政サービスを実現させるために、合併前に合併関係市町村間の協議により、旧市町村の区域を単位として、必要な区域に地域自治区等を置くことができます。

地域自治区等は、合併市町村における関係区域に関する事務について、新市の長の諮問に応じ、または必要に応じて意見を述べることとなります。また、新市の長は、市町村基本計画を変更しようとするときは、地域自治区等が置かれている場合は、その意見を聞かなければならないこととされています。

地域自治区等については、第27次地方制度調査会「今後の地方自治制度のあり方に関する答申」の中で、住民自治の強化を図るとともに、行政と住民が相互に連携し、ともに担い手となって地域の潜在能力を発揮する仕組みをつくっていくため、基礎自治体内の一定の区域を単位とする地域自治区等を基礎自治体の判断によって設置できるとすべきである（抜粋）と記されています。

### その他必要な協定項目

## 1 2 特別職の職員の身分の取扱い

編入合併では、編入する市町村の特別職の職員の身分は変動しませんが、編入される市町村においては、市町村長等の特別職はすべて失職することになります。

しかしながら、合併に関与した市町村の特別職の職員が失職することにより、合併後の事務の推進に支障が生じる可能性もあることから、これらの特別職の職員を当分の間、新市の副市町長、顧問、参与等といった形で特別職とする場合もあり、こうした特別職の職員をどのように処遇するかについては、協議会で協議する必要があります。

## 1 3 条例、規則等の取扱い

編入合併では、編入される市町村においては、合併が行われた場合には、市町村の法人格が消滅するため、当該条例、規則等は失効、編入する市町村の条例、規則が適用されます。

なお、編入合併において、地方税の不均一課税等、事務事業の一元化による制度改正等がある場合は、編入する市町村の条例、規則についても、一部改正の必要があります。

## 14 事務組織及び機構の取扱い

新市の事務組織や機構は、合併後の円滑な行執行のために、条例や規則等に基づいて、早期に確立する必要があります。

また、新市の事務組織や機構の整備のための準備については、合併関係市町村間で協議を行った上で合併後の事務執行に支障がないよう配慮するとともに、新市の将来の効率的な事務運営につながるよう、内容を固めておくことが必要となります。

なお、支所または出張所を設ける場合は、その位置、名称及び所管区域を条例で定める必要があります。

## 15 一部事務組合等の取扱い

合併関係市町村が構成団体となっている地方自治法に定める一部事務組合等については、組合を構成する市町村が編入される場合は、合併前の市町村の法人格が消滅するので、組合からの脱退手続が必要になります。合併関係市町村と広域行政事務を共同で行っている関係地方自治体と協議の上、その取扱いを決める必要があります。

## 16 使用料、手数料等の取扱い

合併関係市町村間で同一目的の施設や同一種類の事務について、その使用料、手数料が異なっている場合には、あらかじめその取扱いについて十分に検討し、調整を図っておくことが必要です。なお、使用料や手数料については、条例や規則で定めることになっていますので、関係条例等の取扱いを含めて協議することになります。

これらの協議、調整に当たっては、住民間の負担の公平を確保し、住民に不利益にならないことを基本として行われることが必要です。

## 17 公共的団体等の取扱い

農協、漁協、商工会議所、商工会、青年団、婦人会、文化団体、体育団体等の公共的団体等のあり方は、原則としてそれぞれの団体が自主的に決定すべき事項ですが、合併特例法では、合併に際し合併市町村の区域内の公共的団体等は、合併市町村一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るよう努めなければならないとされています。

地方公共団体の長は、当該区域の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、これらを指揮監督できることとされていることから、できるだけ公共的団体の統合がなされるよう協議会において検討しておくことが必要と考えられます。

## 18 補助金、交付金等の取扱い

合併関係市町村においては、それぞれの施策として、各種団体に対して補助金や交付金を交付していますので、合併に際しては、これら制度の調整が必要となります。

それぞれの制度の経緯や実情等を踏まえて、新市の振興にどのように役立っていくのかを明確にするとともに、新市の財政状況等に配慮しつつ取扱いを検討することになります。一般的には、同種の補助金は統一し、異なった補助金等については、合併市町村全体の均衡を考えて調整することになります。

## 19 自治会・行政連絡機構の取扱い

地域自治の基本となる自治会組織等のコミュニティ施策については、住民活動の高揚に資することから、新市において引続き推進していく必要があります。

## 20 町名・字名の取扱い

町、字の区域や名称は、地域の歴史や文化がしみ込んだ、住民にとって大変愛着の深いものですから、合併しても一般的には、従来どおり存続させる場合が多いようです。

町、字の新設・廃止またはその名称の変更をしようとする場合は、合併関係市町村間で、その内容を協議した上で、合併後に新市の議会の議決を経て都道府県知事に届けなければなりません。

## 21 慣行の取扱い

市町村民憲章、市町村民歌、市町村の花・木・鳥、各種宣言、市町村民祭り等の各種慣行については、地域の伝統文化との結びつきも強いいため、その地域でしっかり受け継いでいくべきものです。しかしながら、新市の一体性の確保という観点から、統一できるものはできるだけ早く統一することも必要であり、これらの慣行については、地域の特性や個性、住民生活に十分配慮しながら、取扱いを協議しておく必要があります。

なお、編入合併の場合には、編入する市町村のものを継承する場合があります。

## 22 国民健康保険事業の取扱い

国民健康保険は、市町村が保険者となって、住民から保険税を徴収して運営していますが、保険制度の運営状況が異なるため、負担割合も異なっていることがあります。

合併関係市町村間で、国民健康保険制度が異なっている場合には、地方税の取扱いと同様に、不均一課税とすることもできますが、当該制度の趣旨から、できるだけ早く統一していく必要が

あります。その際には、負担と給付の内容について、合併市町村間で不均衡が生じないように、かつ急激な負担の変化がないように調整することが必要です。

### 2 3 介護保険事業の取扱い

市町村が保険者として運営している介護保険事業は、制度の中で保険料や納期が異なる場合があります。早期に一体性の確保に努め、住民福祉の向上を図る必要があります。

### 2 4 消防団の取扱い

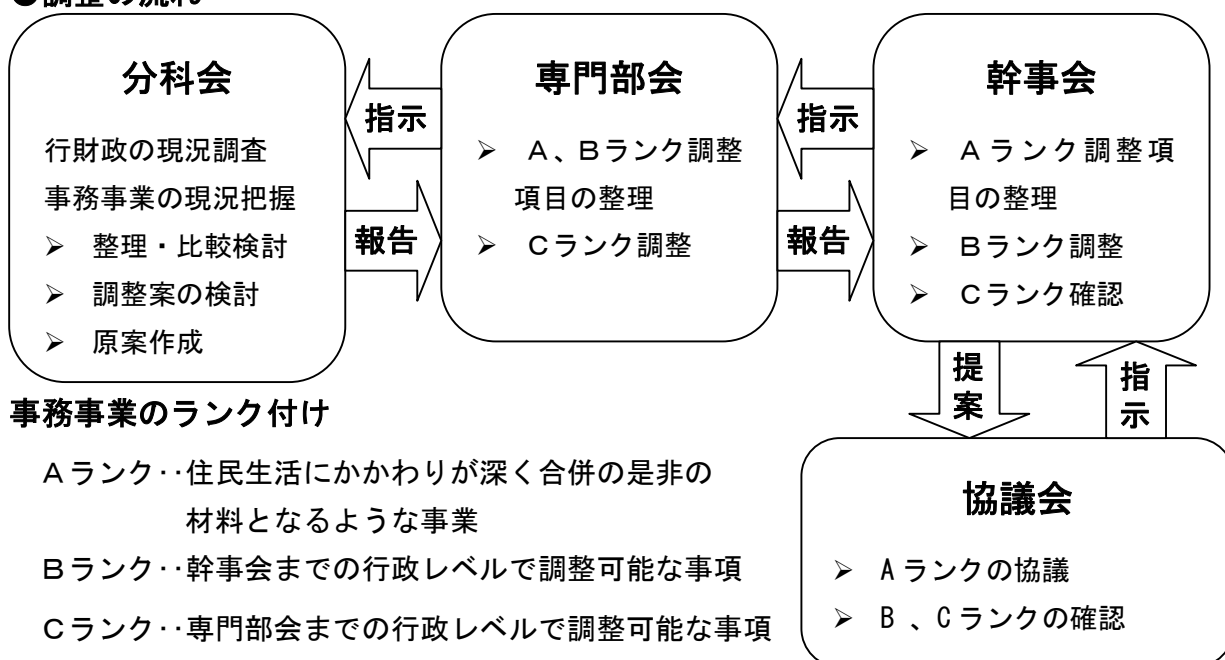
地域消防・防災における消防団の住民生活に果たす役割は、非常に重要となっています。合併後、新市において迅速な対応・活動ができるように、合併後の組織構成等について協議し、合併時に統合することが適切です。ただし、合併関係市町村において組織構成、待遇等が異なるので、暫定的に従来のままとし、順次、改編していくことも考えられます。

### 2 5 各種事務事業の取扱い

各種事務事業の調整に当たっては、次のような考え方にに基づき行う必要があります。

- ・ 一体性の確保（住民生活に支障のないように速やかな一体性の確保に努める。）
- ・ 住民福祉の向上（住民サービス及び住民福祉の向上に努める。）
- ・ 負担の公平（負担公平の原則に立ち、行政格差を生じないように努める。）
- ・ 健全財政の確保（新市における健全財政の確保に努める。）
- ・ 行政改革の推進（行政改革の観点から事務事業の見直しに努める。）

#### ●調整の流れ



協議第9号

事務事業一元化の基本的な考え方について

事務事業一元化の基本的な考え方について、別紙のとおり提案する。

平成20年4月17日提出

平成20年4月17日承認

小林市・高原町・野尻町合併協議会  
会長 堀 泰 一 郎

## 事務事業一元化の基本的な考え方（案）

### 1 目的

小林市、高原町、野尻町は、それぞれの歴史の中で培われたまちづくりを行ってきた。

このような中、小林市、高原町、野尻町が合併した場合、1市2町において実施している制度や事務事業等について、これまでの各市町のまちづくりの歩みを尊重するとともに、住民生活に及ぼす影響等に配慮しながら一体化の調整を行う必要があるため、合併協定項目の調整方針を定めるものとする。

### 2 調整の基本原則

#### 1 新市の速やかな一体性の確保に努めること

各種証明書の発行や申請の手続き、福祉サービスの利用、各種施設の利用など住民生活に係る事項は、住民生活に混乱を来さないよう、速やかな一体性の確保に努めるものとする。

#### 2 新市における健全財政の確保に努めること

財源の確保に努めるとともに、効率的な財政運営を心がけ、多様化・高度化する行政需要に対応できる財政運営に努めるものとする。

#### 3 行政改革の観点から事務事業の見直しに努めること

最少の経費で最大の効果をあげることを基本とした行政改革を推進し、事務事業の見直しに努めるものとする。

#### 4 住民サービス及び住民福祉の向上に努めること

1市2町で実施している各種サービスについて、その内容に差異があるものについては、現行のサービス水準を低下させないようできる限り調整に努めることとする。

#### 5 負担公平の原則に立ち、行政格差を生じさせないように努めること

住民が直接負担するもの（地方税や各種使用料・手数料）については、その税率や

料金について負担公平の原則に立ち、住民に不公平感を与えないよう配慮し、調整に努めるものとする。

## 6 新市移行期において、サービス、負担の急激な変化に対し、激変緩和措置等の適用について十分な検討を行うこと

一元化することにより住民生活に大きな影響を与えることが予測されるものについては、激変緩和措置などの適用の必要性について検討するものとする。

### 3 調整方針

原則として小林市の制度等に統一することとする。

この場合、高原町、野尻町の住民サービスや住民生活に急激な変化を来たさないよう必要かつ適正な配慮を加えるものとし、必要に応じて経過措置を設けることとする。

経過措置の期間については、合併年度及びこれに続く3年度間までとする。

なお、住民サービス・住民負担の適正化推進の観点から、特に必要があると認めるときは、小林市の制度等の見直しなど、総合的な調整を行うものとする。

#### ● 事務事業の調整方針

事務事業の調整方針は、概ね次の分類のいずれかによることとする。

##### ア 小林市の制度等に統一（適用）する。

1市2町間で相違があるが、小林市の例にならい調整し、新市発足の日から施行する事項。

##### イ (〇〇)町の制度等を適用（統一）する。

1市2町間で相違があるが、高原町または野尻町の例にならい調整し、新市発足の日から施行する事項。

##### ウ 現行のまま、新市に引き継ぐ。

1市2町で同一であるため、現行のまま新市に引き継ぐ事項。

##### エ 当面現行どおりとし、合併後〇年を目処に新たな制度等を制定する。

1市2町間で相違があるが、新市発足の日から施行するよりも、新市において、



新市の状況を見ながら新たな制度等を制定し、できるだけ速やかに調整する事項。

**オ 合併後〇年を目処に統合するよう調整に努める。**

1市2町間で相違があり、新市発足の日から当分の間は、旧市町の制度をそのまま適用し、いずれかの時点で統合する事項。

**カ 合併後〇年を目処に廃止の方向で調整する。**

社会情勢の変化等により制度の必要性がなくなり、廃止することが適当な事項。

新市発足の日の前日までに廃止する事項と、新市発足の日から当分の間は旧市町の制度をそのまま適用し、いずれかの時点で廃止する事項が考えられる。

また、廃止する理由を明確に示す必要がある。

※ 上記は、基本的な表現の例であり、調整方針の作成にあたっては、時期や方法など、可能な限り具体的に表現するものとする。

協議第10号

合併の方式について

合併協定項目第1号「合併の方式」について、次のとおり提案する。

西諸県郡高原町、野尻町の全区域を小林市の区域に編入する「編入合併」とする。

平成20年4月17日提出

平成20年4月17日承認

小林市・高原町・野尻町合併協議会

会 長 堀 泰 一 郎

## 【参考資料】

### 合併の方式

○ 市町村の合併の法律上の根拠は何ですか。

市町村の合併は、あくまでも「市町村の廃置分合」の一形態ですから、その法律上の根拠は、市町村の廃置分合について規定した地方自治法第7条にあります。

そして、市町村の合併について、様々な法律の特例措置等を定めているのが、「市町村の合併の特例等に関する法律（合併新法）」です。

○ 市町村の合併とは、どのように定義されるものですか。

合併新法第2条では、「市町村合併とは、2以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町村を置き、又は市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴うもの」とされています。

市町村の合併は、通常、「新設合併(対等合併)」と「編入合併(吸収合併)」の2つに分けることができます。

新設合併とするのか、編入合併とするのかは、合併の法形式として最も基本的な事項であり、その後の協議の土台をなすものとなります。

#### ● 新設合併と編入合併の違い

新設合併と編入合併の違いは、「新設合併と編入合併の比較表」（89頁）のとおりですが、どちらの形態をとるかによって、合併にかかる事務手続き等も大きく変わってきますので、合併関係市町村の規模や形態、合併に向けての経過などの状況を慎重に協議して、合併の形態を選択することになります。

【編入合併と新設合併の比較表】

区分		編入合併	新設合併
定	義	市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴うもの	2以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町村を置くことで市町村の数の減少を伴うもの
法	人	編入する市町村の法人格が継続する。	新たに法人格が発生する。
合	併	編入をする市町村の名称となる。	新たに定める。
事	務	一般的には、編入をする市町村の事務所の位置となる。	新たに定める。
議	原	編入をする市町村の議員はそのまま在任し、編入される市町村の議員はその身分を失う。(ただし、合併により著しく人口の増加があった場合には、地方自治法に定める議員定数の範囲内で増員選挙を行うことができる。) 任期は、編入をする市町村の議員の残任期間	合併関係市町村の議員は、その身分を失う。 地方自治法に定める定数の議員の選挙(設置選挙)を行い、新議員を選出する。 任期は、設置選挙の日から4年
	特	合併関係市町村の協議により次のいずれかによることができる。 (定数特例制度) ● 編入をする市町村の議会の議員の任期相当期間について、人口に応じて、合併市町村の議員の定数を増加し、編入される市町村の区域ごとに選挙区を設けて定数を配分することができる。 (在任特例制度) ● 編入される市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の被選挙権を有することとなるものについて、編入をする市町村の議会の議員の残任期間相当在任することができる。なお、合併時に「定数特例」又は「在任特例」を適用する場合には、合併後最初に行われる一般選挙により選出される任期相当期間についても、「定数特例」を用いることができる。	(定数特例制度) ● 設置選挙により選出される議会の議員の任期に限り、法定数の2倍までの議員を置くことができる。 (在任特例制度) ● 合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、全員、2年以内の間引き続き在任できる。

区分		編入合併	新設合併
農業委員会委員	原則	編入される市町村の委員はその身分を失い、編入をする市町村の委員はそのまま在任する。	合併関係市町村の委員は、その身分を失う。新たに選挙及び選任により委員を選出する。
	特例	編入される市町村の委員（選挙による委員）のうち、合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は、40人までの範囲で編入する市町村の委員の残任期間在任できる。	合併関係市町村の委員（選挙による委員）のうち、合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は、10～80人の範囲で1年以内の間在任できる。
特別職		編入をする市町村の特別職は身分に変動はないが、編入される市町村の特別職は失職する。	合併関係市町村の特別職は失職する。 なお、合併市町村の首長は、選挙により選出することとなり、助役、収入役等は、新たに任命されることになる。
一般職の職員		編入をする市町村の職員は在任し、編入される市町村の職員は、編入をする市町村の職員として身分を保有する。	引き続き合併市町村の職員として身分を保有する。
条例、規則		編入される市町村の条例・規則は失効し、基本的には編入をする市町村の条例・規則に統一される。	合併関係市町村の条例・規則はすべて失効し、新たに制定することとなる。
基本計画の作成		少なくとも、編入される市町村の区域についての基本計画を作成する必要がある。	合併関係市町村全域に係る基本計画を作成する必要がある。

(注1)

農業委員会の委員については、合併市町村に1つの委員会を置くこととする場合について記載。農業委員会の委員については、この他合併市町村の区域を分けて2以上の農業委員会を置くことができる。

(注2)

合併関係市町村のうち、区域の一部のみが関わり法人格が消滅しない市町村においては、特別職及び一般職の職員は失職せず、条例・規則も失効しないが、議会の議員及び農業委員会の委員は被選挙権を失うこととなる場合のみ失職する。

## 協議第 1 1 号

### 合併の期日について

合併協定項目第 2 号「合併の期日」について、次のとおり提案する。

合併の期日については、「市町村の合併の特例等に関する法律（平成 1 6 年法律第 5 9 号）」の適用が受けられる期限である平成 2 2 年 3 月 3 1 日までに合併することを目指すものとする。

平成 2 0 年 4 月 1 7 日提出

平成 2 0 年 4 月 1 7 日承認

小林市・高原町・野尻町合併協議会  
会 長 堀 泰 一 郎

## 【参考資料】

### 合併の期日

最近の合併事例をみると、協議会における協議期間に合わせて合併の期日が決まるというより、むしろ、合併目標期日があって、はじめて協議会における協議が本格化し、合併の期日に合わせて協議スケジュールを決定している場合が多くなっています。

#### (1) 「合併の期日」を決定することの意義

- 合併関係市町村間における共通の目標が設定されることとなる。
- 新市発足の時期、新たなまちづくりの出発点を明確にすることとなる。
- 新市基本計画の時期を明確にすることとなる。

#### (2) 「合併の期日」を決定するにあたっての配慮事項

- 合併に至るまでの諸手続に要する期間を見込むこと。
- 新市発足と同時に、安定した住民サービスが提供できるよう、事務事業等の整理期間を見込むこと。
- 市町村の合併の特例等に関する法律(合併新法)の期限(平成22年3月末)を考慮すること。

#### (3) 小林市・高原町・野尻町合併協議会のスケジュール(案)

別添の「小林市・高原町・野尻町合併協議会のスケジュール(案)」(69頁)のとおり

#### <参考>

##### ◆市町村の合併の特例等に関する法律(抜粋)

###### 附 則

第2条 この法律は、平成22年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた市町村の合併については、同日後もなおその効力を有する。

協議第12号

新市の名称について

合併協定項目第3号「新市の名称」について、次のとおり提案する。

新市の名称は、「小林市」とする。

平成20年4月17日提出

平成20年4月17日承認

小林市・高原町・野尻町合併協議会  
会 長 堀 泰 一 郎



## 協議第13号

### 新市の事務所の位置について

合併協定項目第4号「新市の事務所の位置」について、次のとおり提案する。

新市の事務所の位置は、現在の小林市役所(小林市大字細野300番地)とする。

編入された現在の高原町役場、野尻町役場の位置に総合支所を置き、それぞれ高原庁舎、野尻庁舎と呼称する。

現在の紙屋支所については、出張所とする。

平成20年4月17日提出

平成20年4月17日承認

小林市・高原町・野尻町合併協議会  
会 長 堀 泰 一 郎

## 協議第14号

### 小委員会付託事項について

「議会議員・農業委員会の委員の定数及び任期等の取扱い」及び「新市基本計画・地域自治区等の取扱い」に係る協議について、次のとおり提案する。

議会議員・農業委員会の委員の定数及び任期等の取扱いについて小委員会に付託する。

新市基本計画・地域自治区等の設置の検討について小委員会に付託する。

平成20年4月17日提出

平成20年4月17日承認

小林市・高原町・野尻町合併協議会  
会 長 堀 泰 一 郎

議会議員・農業委員会の委員の定数及び任期等の取扱い小委員会の設置について(案)

## 1 設置

議会議員・農業委員会の委員の定数及び任期等の取扱いの協議にあたり、小林市・高原町・野尻町合併協議会規約第11条の規定に基づき、議会議員・農業委員会の委員の定数及び任期等の取扱い小委員会（以下「議員・農業委員取扱い小委員会」という。）を設置する。

※小林市・高原町・野尻町合併協議会規約

（小委員会）

第11条 協議会は、その事務の一部について調査、審議等を行うために小委員会を置くことができる。

## 2 所掌事務

議員・農業委員取扱い小委員会は、次に掲げる事項について、調査または審議等を行う。

- (1) 議会議員・農業委員会の委員の定数及び在任期間等の取扱いに関すること
- (2) その他、議会議員・農業委員会の委員の定数及び在任期間等の取扱いに關し必要な事項

## 3 組織

議員・農業委員取扱い小委員会は、2号委員から小林市4人、高原町、野尻町各2人、3号委員から小林市4人、高原町、野尻町各2人を選任し、委員16人以内で組織する。

※小林市・高原町・野尻町合併協議会小委員会設置規程

（委員）

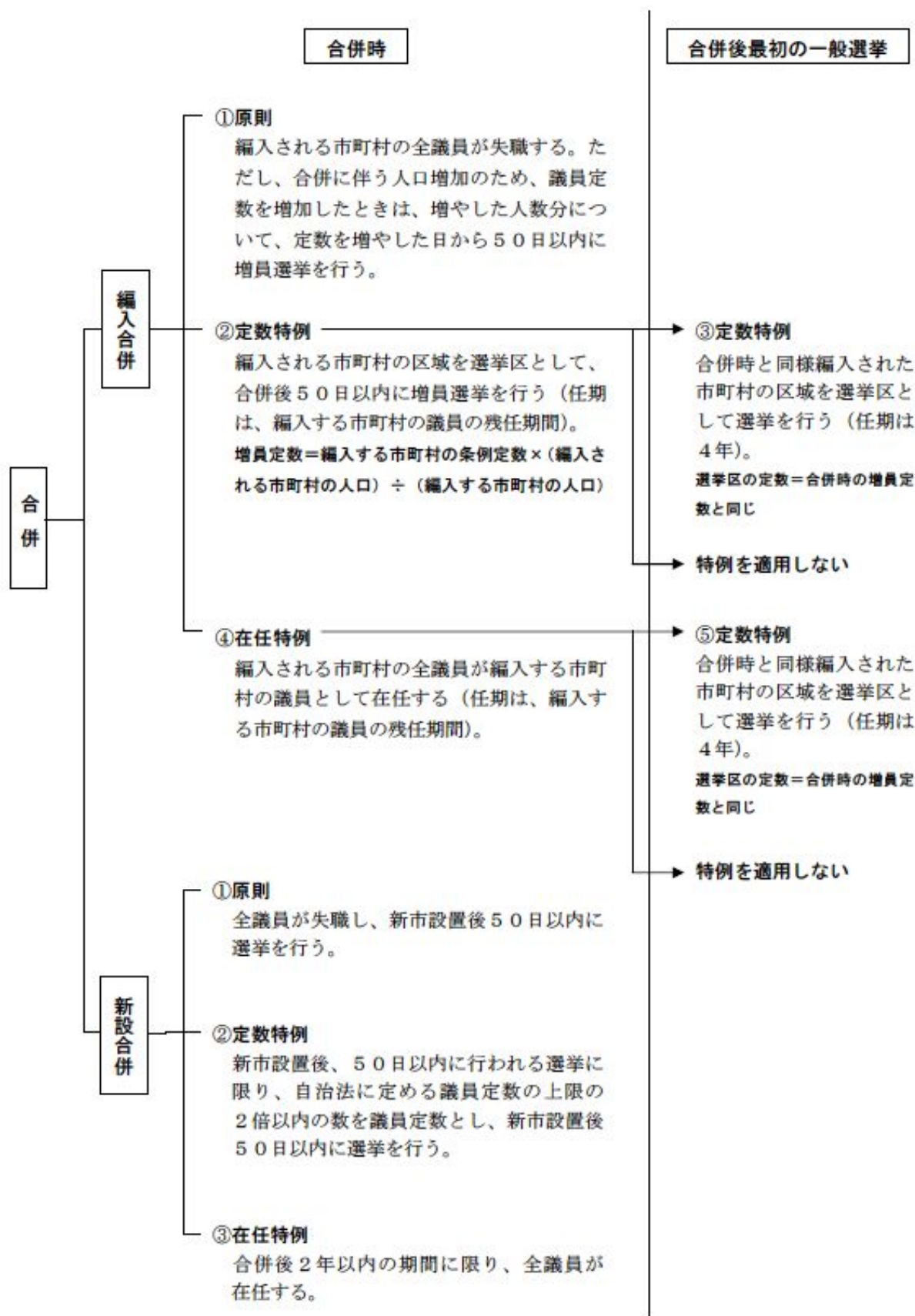
第3条 小委員会の委員は、協議会の会長（以下「会長」という。）が必要に応じて、協議会の会長、副会長及び委員（以下「協議会の委員等」という。）の中から選任する。

（組織）

第4条 小委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

# 1. 議会議員の定数・任期について



【参考資料】

※地方自治法

第91条 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。

2 市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない。

5 人口5万未満の市及び人口2万以上の町村 26人

6 人口5万以上10万未満の市 30人

※地方自治法

(人口の定義)

第254条 この法律における人口は、官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口による。

●平成17年度国勢調査人口

小林市	高原町	野尻町	計
40,150人	10,623人	8,670人	60,443人

## 2. 農業委員会委員の定数・任期について

### ●編入合併（小林市が高原町、野尻町を編入する）の場合

#### ①合併後1農業委員会を設置（原則）

編入される市町村の農業委員会は廃止され（したがって、編入される農業委員会の選挙委員、選任委員はともに身分を失い）、編入した市町村につき1個の農業委員会となる。（編入した市町村の農業委員会は、そのまま存続し、当該市町村の農業委員会の農業委員の身分は選挙委員、選任委員ともに変動しない。）

#### ②合併後1農業委員会を設置（在任特例）

市町村合併の際、合併関係市町村の農業委員会の選挙委員であって当該合併後の新市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるもの（すなわち、編入される側の市町村の選挙委員）は、合併関係市町村の協議により40人以内の範囲で定めた数の者に限り、その編入をする合併関係市町村の農業委員会の選挙委員の残任期間は、引き続き合併後の新市町村の選挙委員として在任することができる。（40人を超える場合は、これら関係委員全員の互選により、合併後の新市町村の選挙委員として在任する者を選出する。）

なお、この特例措置は、合併関係市町村の協議（協議は合併関係市町村の各議会の議決を経なければならない）により講ずることができる。

また、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。）により講ずることができる。

選任委員については、編入した農業委員会の選任委員は、引き続き存続するが、編入された農業委員会の選任委員は、失職する。

- ・「市町村合併の特例等に関する法律」第11条第1項、第2項

#### ③合併後2つ以上の農業委員会を設置（原則）

合併後の新市町村が、農業委員会等に関する法律施行令第2条の2に規定する要件を満たした場合（市町村区域面積が24,000haを超える、または農地面積7,000haを超える）は、新市町村に2つ以上の農業委員会を設置することができる。（この場合、その市町村の廃置分合の日から50日以内に、その各農業委員会ごとに設置による選挙委員の一般選挙を行わなければならない。選任委員については、各委員会ごとに合併の日を選任する。）

- ・「農業委員会等に関する法律」第3条第2項

#### ④合併後2つ以上の農業委員会を設置（在任特例）

合併後2つ以上の農業委員会を設置する場合、各農業委員会ごとに選挙委員の任期等に関する在任特例がある。

この場合においては、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村の区域の一部を区域として新たに置かれる農業委員会に関しては、当該合併市町村（編入した市町村）は、新たに設置された合併市町村とみなされる。

なお、この場合の選任委員については、合併の日に併せて選任することとなる。

- ・「市町村の合併の特例等に関する法律」第11条第3項

#### ⑤合併後従前の区域どおりに複数の農業委員会を設置（特例）

合併後の新市町村が、（1）の（ウ）で述べた要件を満たした場合（市町村区域面積が24,000haを超える、または、農地面積が7,000haを超える）であって、新市町村に置かれる2つ以上の農業委員会の区域が、従前の市町村に設置された農業委員会の区域をその区域とすることとなる場合は、それらの農業委員会は、新市町村の農業委員会となってそのまま存続することとができる。（農業委員会の選挙委員、選任委員の身分もそのまま存続する。）

- ・「農業委員会等に関する法律」第3条第2項、第34条第2項

## 新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会の設置について（案）

### 1 設置

新市基本計画の策定及び地域自治区等の設置検討の協議にあたり、小林市・高原町・野尻町合併協議会規約第11条の規定に基づき、新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会（以下「新市まちづくり小委員会」という。）を設置する。

#### ※小林市・高原町・野尻町合併協議会規約

（小委員会）

第11条 協議会は、その事務の一部について調査、審議等を行うため、小委員会を置くことができる。

### 2 所掌事務

新市まちづくり小委員会は、次に掲げる事項について、調査または審議等を行う。

- （1） 新市基本計画の策定に関する事
- （2） 地域自治区等の設置の検討に関する事
- （3） 総合支所機能に関する事
- （4） その他、必要な事項

### 3 組織

新市まちづくり小委員会は、2号委員から小林市2人、高原町、野尻町各1人、3号委員から小林市5人、高原町、野尻町各2人を選任し、委員13人以内で組織する。

#### ※小林市・高原町・野尻町合併協議会小委員会設置規程

（委員）

第3条 小委員会の委員は、協議会の会長（以下「会長」という。）が必要に応じて、協議会の会長、副会長及び委員（以下「協議会の委員等」という。）の中から選任する。

（組織）

第4条 小委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

（関係者等の出席）

第10条 委員長は、必要に応じて、会議に関係者等の出席を求めることができる。



## 【参考資料】

### 第27次地方制度調査会「今後の地方自治制度のあり方に関する答申」 の概要について抜粋

## II 基礎自治体のあり方

### 1 地方分権時代の基礎的自治体の構築

- 今後の我が国における行政は、国と地方の役割分担に係る「補完性の原理」の考え方に基づき、「基礎的自治体優先の原則」をこれまで以上に実現していくことが必要である。基礎自治体の規模・能力はさらに充実強化することが望ましい。
- 地方分権改革が目指すべき分権型社会においては、住民自治が重視されなければならない。住民や、コミュニティ組織、NPOその他民間セクターとも協働し、相互に連携して新しい公共空間を形成していくことを目指すべき。

### 2 市町村をめぐる状況

- 国・地方ともに厳しい財政事情の中、市町村の規模等に対応して行われてきた各種の財政措置等についても見直しを図ることが避けられない状況。また、少子高齢化の進行は、特に小規模な市町村により深刻な影響を与えており、これまでのような行財政基盤を維持できない状態に陥ることが予想される。
- このような状況の中で、合併特例法の期限である平成17年3月31日までに、できる限り成果があがる必要がある。国及び都道府県としても、さらにさまざまな方策を展開していくことが肝要。

### 3 合併特例法期限到来後における分権の担い手としての基礎自治体

#### (1) 平成17年4月以降の合併推進の手法

- 現行の合併特例法の失効（平成17年3月31日）後は、新しい法律を制定し、一定期間さらに自主的な合併を促す。新法は、合併に関する障害を除去するための特例を中心に定め、現行法における合併特例債等のような財政支援措置はとらないこととすべき。
- 現行の合併特例法は延長しないことを前提に、平成17年3月31日までに関係市町村が当該市町村議会の議決を経て都道府県知事への合併の申請を終え、平成18年3月31日までに合併したものについては、合併特例法の規定を引き続き適用する旨の経過規定を置くことが適当。
- 新法においては、必要に応じて都道府県が市町村合併に関する構想を策定することとすべき。現行の合併特例法の下で合併に至らなかったが、基礎自治体の規模・能力の充実を図るため、なお合併を行うことが期待される市町村を対象とすることとすべき。具体的には、生活圏域を踏まえた行政区域の形成を図るための合併、指定都市、

中核市、特例市等を目指す合併、小規模な市町村に係る合併等がこの構想に定められるものとすべき。都道府県が構想を策定するに当たっての小規模な市町村としては、おおむね人口1万未満を目安とするが、地理的条件や人口密度、経済事情のほか、現行合併特例法の下で合併を行った経緯についても考慮することが必要。

- 都道府県知事は構想に基づき、合併協議会の設置や合併に関する勧告、合併に取り組む市町村間の合意形成に関するあっせん等により自主的な合併を進めることとすべき。都道府県知事が合併協議会の設置を勧告したとき、一定の場合には、市町村長が合併協議会の設置について議会に付議するか、あるいは住民投票を行うこととする制度を設けることを検討することが必要。

#### (2) 市町村合併に関連する多様な方策

- 合併後、総じて規模が大きくなる基礎自治体内において、地域共同的な事務等进行处理するため、後述の地域自治区制度を活用。なお、合併後の一定期間、法人格を有する地域自治区を旧市町村単位に設置することができる等の特例を設けることが適当。
- 都道府県知事も合併に際して、一定の場合に小規模な市町村等を対象として、地域自治区を設置することを勧告することができるものとすべき。
- 都道府県知事が前記の構想に位置づけて合併に関するあっせん等の調整を行ってもなお合併に至らないような事態において、市町村が自らの判断により合併を求めた場合に、適正な住民サービス確保の観点から看過し得ないと認めるときは、都道府県が関わる手続によって市町村の合併を行う新たな仕組みを引き続き検討していく必要。
- 合併に関する新たな法律の下でも当面合併に至ることが客観的に困難である市町村に対して、基礎自治体のみによって構成される広域連合制度の充実等の広域連携の方策により対応することについて検討を進める必要。
- また、上記の市町村について、通常的基础自治体に法令上義務づけられた事務については窓口サービス等その一部のみを処理し、都道府県にそれ以外の事務の処理を義務づける特例的団体の制度の導入についても引き続き検討する必要。

#### 4 基礎自治体における住民自治充実や行政と住民との協働推進のための新しい仕組み

- 住民自治の強化を図るとともに、行政と住民が相互に連携し、ともに担い手となって地域の潜在力を発揮する仕組みをつくっていくため、基礎自治体内の一定の区域を単位とする地域自治区を基礎自治体の判断によって設置できることとすべき。
- 地域自治区のタイプとしては、一般制度として行政区的なタイプ（法人格を有しない。）を導入すべきであるが、市町村合併に際し、合併前の旧市町村のまとまりにも特に配慮すべき事情がある場合には、合併後の一定期間、合併前の旧市町村単位に特別地方公共団体とするタイプ（法人格を有する。）を設置できることとすることが適当。
- 地域自治区には、地域協議会（仮称）、地域自治区の長及び事務所を置く。地域自治区の長は、基礎自治体の長が選任。地域協議会の構成員は、原則として無報酬。

- 地域自治区（一般制度）は、住民に身近なところで住民に身近な基礎自治体の事務を処理する機能、住民の意向を反映させる機能、さらに行政と住民等が協働して担う地域づくりの場としての機能を有する。区域をはじめ基本的な事項は、基礎自治体の条例で定める。基礎自治体の長が地域協議会の構成員を選任するに当たっては、地域を基盤とする多様な団体から推薦を受けた者や公募による住民の中から選ぶこととするなど、地域の意見が適切に反映される構成となるよう配慮する必要。
- 特別地方公共団体とする地域自治区は、合併協議の場において規約を定めることにより、合併後の一定期間、合併前の旧市町村単位に設置されることとし、その規約において、地域自治区が処理する地域共同的な事務の範囲や地域協議会の構成員の選出方法等を定める。地域協議会は、予算等の決定権を有する。財源は、基礎自治体からの移転財源によることが原則。

## 一般制度の地域自治区と合併に伴う地域自治区・合併特例区の制度比較

区分	名称	合併関係	
		地域自治区（行政区タイプ）	合併特例区
根拠となる法律	○地方自治法（改正）	○合併特例法（改正）	○合併特例法（改正）
組織の性格（法人格）	○法人格なし～基礎自治体（市町村）の組織の一部 ○市町村の条例で設置できる（一般制度であるため、設置期間の限定なし）	○法人格なし ○合併関係市町村の協議で定める期間設置できる。協議については合併関係議会の議決を経なければならない	○法人格あり～合併後の市町村の補助機関を兼ねる ○合併協議により規約を定め、合併後5年以内に限り、合併前の旧市町村単位に設置できる ○法人格を有するため、設置に当たっては知事の認可が必要
事務等の考え方	○市町村の一部として当該区域に係る市町村長の権限に属する事務を分掌 ○地域自治区の事務所の位置、名称及び所管区域は条例で定める	○地域自治区に関して、条例で定めるものとされている事項について合併関係市町村の協議により定める（事務所の位置、名称、所管区域）。協議については、合併関係市町村の議会の議決を経る	○合併関係市町村において処理されていた事務で、合併関係市町村の区域を単位として処理することが事務の効率的な処理に資するもの、地域の住民の生活の利便性の向上等のため、合併特例区が処理することが特に必要と認められる事務のうち規約で定めるものを処理する
機 関	<p><b>地域自治区の事務所の長</b> ○市町村長が吏員の中から任命</p> <p><b>地域協議会</b> ○市町村長や市町村の機関の諮問に応じて審議し、意見を述べる ○構成員は市町村長が選任 ○任期は4年以内で条例で定める ○構成員は無報酬とすることができる</p> <p><b>事務所</b> ○支所、出張所的な機能と地域協議会の庶務を処理する</p>	<p><b>地域自治区の長</b> ○当該区域における事務を効率的に処理するため特に必要があると認めるときは、事務所の長に代えて区長を置くことができる ○区長は市町村長が選任 ○任期は2年以内 ○特別職とする</p> <p><b>地域協議会</b> 一般制度に同じ</p> <p><b>事務所</b> 一般制度に同じ</p>	<p><b>合併特例区の長</b> ○市町村長が選任し、任期は2年以内 ○副市長を兼ねることができる</p> <p><b>合併特例区協議会</b> ○市町村長や合併特例区の長の諮問または必要と認める事項に関し審議し、意見を述べる ○構成員は規約で定める方法により市町村長が選任 ○任期は2年以内で無報酬とすることができる</p> <p><b>事務所</b> ○地域自治区の規約で定める事務を処理する ○職員は市町村の職員のうちから、市町村長の同意を得て合併特例区長が命ずる</p>
財 源			<p>○市町村は、合併特例区の運営に必要と認める予算上の措置を講じる</p> <p>○課税権と地方債の発行権限は有しない</p> <p>○地方交付税の交付対象団体とはしない</p>

協議第15号

新市基本計画策定方針について

新市基本計画策定方針について、次のとおり提案する。

平成20年4月17日提出

平成20年4月17日承認

小林市・高原町・野尻町合併協議会  
会 長 堀 泰 一 郎

## 新市基本計画の策定方針(案)

### 1. 計画策定の趣旨

本計画は、小林市、高原町、野尻町（以下「1市2町」という。）が持つそれぞれの地域の自然や環境に配慮するとともに、歴史・文化・伝統等を尊重し、1市2町が合併した場合のまちづくりの基本方針を定め、各市町の総合計画を踏まえて総合的な基本計画を策定するものとする。

これにより、1市2町の速やかな一体化を促進し、住民福祉の向上と新市全体の均衡ある発展を図る具体的な施策の方向を示すものとする。

### 2. 計画策定の指針

- (1) 合併後の新市の施策については、有効性・効率性や緊急性・地域性などを十分検証し、真に必要なまちづくりに資する事業を選定する。
- (2) 単にハード面の整備充実だけでなく、ソフト面にも十分配慮した計画とする。
- (3) 公共施設の統合整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域性や財政事情等を考慮しながら行うものとする。
- (4) 地方交付税、国・県補助金、地方債などの依存財源を過大に見積もらず、健全な財政運営に裏付けられた計画とする。
- (5) 本計画の実施を通して、地域住民の生活水準、文化水準等をもつて高める役割を担うものとし、併せて行政の組織及び運営の合理化を図るものとする。

### 3. 計画内容

#### (1) 計画の対象区域

1市2町の区域

## (2) 計画の期間

合併後、概ね10年間について定めるものとする。

## (3) 計画の構成

本計画は、まちづくりの基本方針、それを実現するための主要施策、公共的施設の適正配置と整備、財政計画を中心として構成する。

## (4) 財政計画

### ① 策定の趣旨

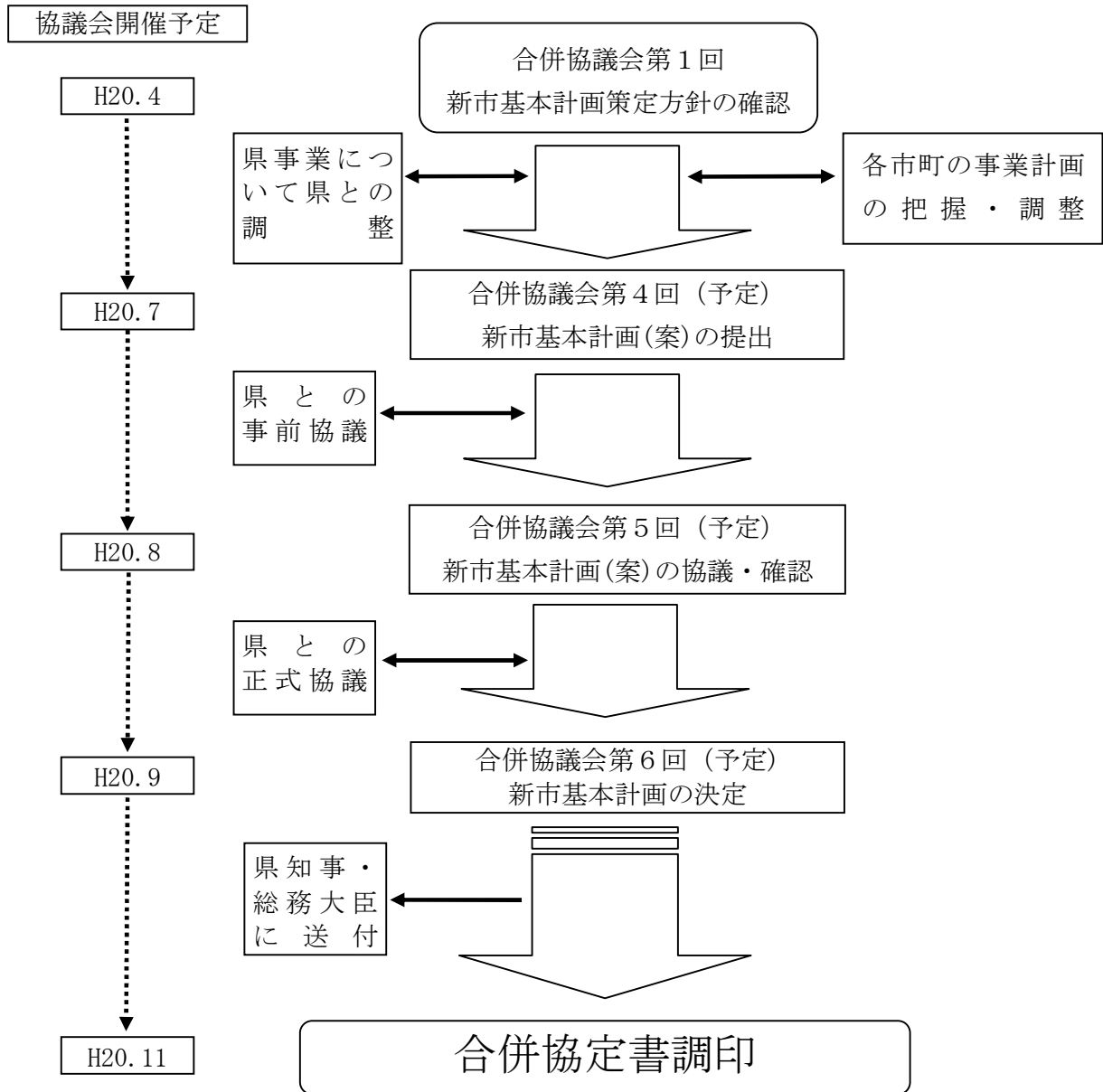
財政計画は、新市基本計画に定められた施策を計画的に実施していくために、今後の財政見通しを明らかにするとともに、長期的展望に立って、限られた財源の効率的な運用を図るなど、適切な財政運営を行うために策定するものである。

このため、財政計画は、現行制度を基本とし、新市の主要施策を推進するにあたって必要となる財源の見通しと、その重点的・効率的な配分など、計画的な財政運営を図る指針として策定する。

### ② 策定の基本的な考え方

合併後においても健全な財政運営を行うことを基本に策定するものとし、合併による歳出の削減効果、合併による市民負担やサービス水準への影響、更に国及び県による合併に係る財政支援等を反映させて策定するとともに、新市基本計画を財政面から検証することとする。

## 新市基本計画策定スケジュールの目安

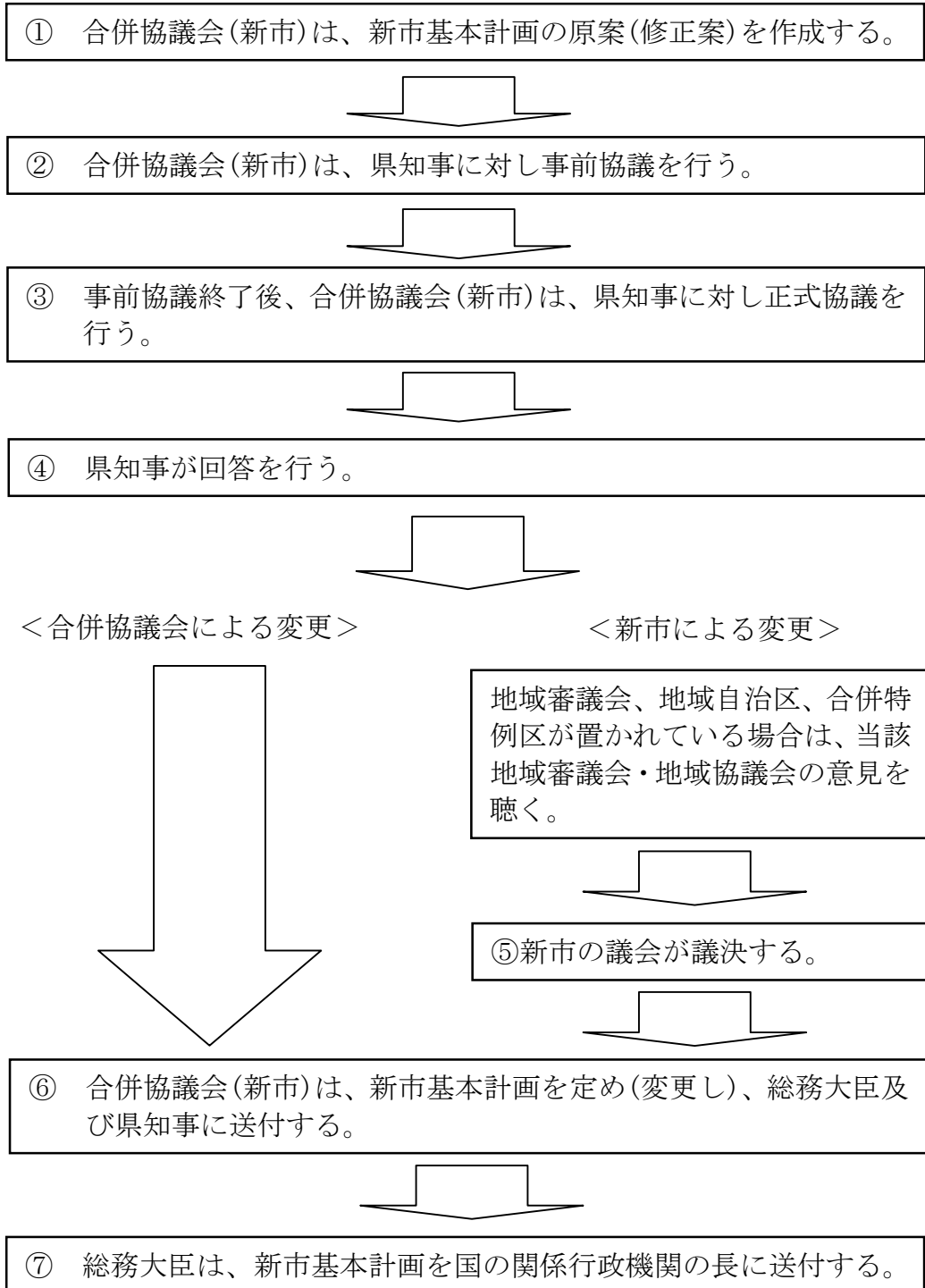




【参考】

## 新市基本計画作成(変更)の手順

新市基本計画作成については、「市町村の合併の特例に関する法律」第6条で規定されている。作成は合併協議会が行うが、変更については、合併前は合併協議会が、合併後は新市が議会の議決を経て行うことになっている。



## 確認事項

- 第2回小林市・高原町・野尻町合併協議会開催について  
日 時：平成20年5月29日（木） 午後1時30分～  
場 所：高原町総合保健福祉センター「ほほえみ館」神武ホール
  
- 第1回議会議員・農業委員会委員の定数及び任期等の取扱い小委員会開催  
について  
日 時：平成20年5月29日（木） 午前10時～  
場 所：高原町総合保健福祉センター「ほほえみ館」中研修室
  
- 第1回新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会開催について  
日 時：平成20年5月29日（木） 午前10時～  
場 所：高原町総合保健福祉センター「ほほえみ館」中研修室

## 小林市・高原町・野尻町合併協議会委員等名簿

(委員：◎会長、○副会長)

小林市		高原町		野尻町	
役職	氏名	役職	氏名	役職	氏名
◎小林市長	ほり たいいちろう 堀 泰一郎	○高原町長	ひだか みつひろ 日高 光浩	○野尻町長	ながせみちひろ 長瀬 道大
小林市議会 議長	なかやしき けいじ 中屋敷慶次	高原町議会 議長	いりさ ひろと 入佐 廣登	野尻町議会 議長	ふちがみ さだつぐ 淵上 貞継
小林市議会 副議長	こばた としはる 小島 利春	高原町議会 副議長	しみず きみお 清水 公雄	野尻町議会 議員	ふくもと せいさく 福本 誠作
小林市議会 議員	さいどう きいち 西道 紀一	高原町議会 議員	まえはらじゅんいち 前原 淳一	野尻町議会 議員	すぎもと とよと 杉元 豊人
小林市議会 議員	くぼた やすひろ 久保田恭弘	学識経験者	たけのうちしょういち 竹之内昭一	学識経験者	あかぎき みねお 赤崎 峯雄
小林市議会 議員	しゅどうみ やこ 首藤美也子	学識経験者	まるやま たかし 丸山 崇	学識経験者	みこしな すお 見越南州男
小林市議会 議員	まつもと あさのり 松元 朝則	学識経験者	せとぐち みちこ 瀬戸口美智子	学識経験者	くすもとふたみ 楠元フタミ
学識経験者	ながの もとすけ 永野 本助	学識経験者	はらだ とみお 原田 富雄	学識経験者	たけやま あさのり 竹山 昭徳
学識経験者	やまだ ふくお 山田 福雄				
学識経験者	たねだ よいち 種子田與市				
学識経験者	さかもと しんぺい 坂本 新平				
学識経験者	にしおか おさなり 西岡 長成				
学識経験者	しもべつぷ あきら 下別府 明				
学識経験者	たかいわつ づこ 高岩 都津子				
学識経験者	りゅうじん とよみ 龍神 豊美				
学識経験者	さかしたみ ちよ 坂下実千代				

## (顧問)

役職	氏名	役職	氏名
宮崎縣市町村 合併支援室長	さかもと よしひろ 坂本 義広	宮崎県西諸県 農林振興局長	ごとうだえつお 後藤田悦男

## (監事)

高原町		野尻町	
役職	氏名	役職	氏名
会計管理者	なかぞの やすとも 中園 康興	会計管理者	さこう しげなり 酒匂 重成

## (幹事:◎幹事長、○副幹事長)

小林市		高原町		野尻町	
役職	氏名	役職	氏名	役職	氏名
副市長	すえもとみつお ◎末元三夫	副町長	ふくどめよしふみ ○福留宜文	副町長	よしだてつゆき ○吉田哲幸
副市長	ひごまさひろ ○肥後正弘	まちづくり 推進課長	こうづま つねのぶ 高妻 経信	総務企画課長	うちむら あきお 内村 明生
総務課長	とのところた みお 殿所多美雄	教育総務課長	くぼたよしと 久保田芳人	経済課長	たにもと ひろあき 谷元 弘朗
財政課長	みなみさきじゅんいちろう 南崎淳一郎				
福祉事務所長	くめ かつひこ 久米 勝彦				
事務局長	くらぞの みなお 倉園 凡生	事務局次長兼 総務グループ リーダー	たにがわ こうじ 谷川 浩二		

## (事務局)

役職	氏名	備考	役職	氏名	備考
事務局長	くらぞの みなお 倉園 凡生	小林市	事務局次長兼 総務グループ リーダー	たにがわ こうじ 谷川 浩二	小林市
計画グループ リーダー	つるみず よしひろ 鶴水 義広	野尻町	調整グループ リーダー	さいしよ まさあき 税所 将晃	小林市
システムグル ープリーダー	みずまち ひろあき 水町 洋明	高原町	システムグル ープ員	のぐち たけし 野口 健史	野尻町
調整グループ 員	しばうち としひこ 柴内 敏彦	野尻町	調整グループ 員	しばた かずゆき 芝田 和之	高原町
計画グループ 員	ばば みちよ 馬場 倫代	高原町	総務グループ 員	くすもとい ずみ 楠元いず美	小林市

小林市・高原町・野尻町合併協議会小委員会委員名簿

小委員会名	委員等区分	職又は選出市町村	氏名	
議会議員・農業委員会委員 の定数及び任期等の 取扱い小委員会	2号委員 (議会選出議員)	小林市議会議長	なかやしき けいじ 中屋敷 慶次	
		小林市議会議員	さいどう きいち 西道 紀一	
		小林市議会議員	くぼた やすひろ 久保田 恭弘	
		小林市議会議員	しゅどう みやこ 首藤 美也子	
		高原町議会副議長	しみず きみお 清水 公雄	
		高原町議会議員	まえはら じゅんいち 前原 淳一	
		野尻町議会議員	ふくもと せいさく 福本 誠作	
		野尻町議会議員	すぎもと とよと 杉元 豊人	
	3号委員 (学識経験者)	小 林 市		ながの もとすけ 永野 本助
				やまだ ふくお 山田 福雄
				りゅうじん とよみ 龍神 豊美
				たかいわ つづこ 高岩 都津子
		高 原 町		まるやま たかし 丸山 崇
				はらだ とみお 原田 富雄
		野 尻 町		くすもと ふたみ 楠元 フタミ
	たけやま あきのり 竹山 昭徳			

小委員会名	委員等区分	職又は選出市町村	氏名	
新市基本計画・ 地域自治区等設置 検討小委員会	2号委員 (議会選出議員)	小林市議会副議長	こばた としはる 小島 利春	
		小林市議会議員	まつもと あさのり 松元 朝則	
		高原町議会議長	いりさ ひろと 入佐 廣登	
		野尻町議会議長	ふちがみ さだつぐ 淵上 貞継	
	3号委員 (学識経験者)	小 林 市		たねだ よいち 種子田 與市
				さかもと しんぺい 坂本 新平
				にしおか おさなり 西岡 長成
				しもべつぷ あきら 下別府 明
				さかした みちよ 坂下 実千代
		高 原 町	たけのうち しょういち 竹之内 昭一	
		高 原 町	せとぐち みちこ 瀬戸口 美智子	
		野 尻 町	あかざき みねお 赤崎 峯雄	
	野 尻 町	みこし なすお 見越 南州男		